

産学共同実用化開発事業

公募要領

募集締切

(第1回) 平成25年 5月10日(金) 正午

(第2回) 平成25年 9月30日(月) 正午

(第3回) 平成25年12月20日(金) 正午



平成25年3月

本事業は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）の「民間投資の喚起による成長力強化」のために平成24年度補正予算（第1号）により措置されたものである。

目 次

1. 産学共同実用化開発事業の概要	1
(1) 産学共同実用化開発事業の趣旨・目的.....	1
(2) 産学共同実用化開発事業の流れ.....	2
2. 公募の概要	4
(1) 公募期間.....	4
(2) 対象分野について.....	4
(3) 応募の要件.....	4
(4) 申請者の要件.....	4
3. 選考および採択	6
(1) 審査の方法.....	6
(2) 審査の手順.....	6
(3) 審査の観点.....	7
(4) 審査結果の通知等.....	8
4. 開発の実施	9
(1) 開発の推進.....	9
(2) 開発費の経理管理.....	9
(3) 実施管理.....	9
(4) 評価への対応.....	9
(5) 取得物品の帰属.....	10
(6) 知的財産権の帰属等.....	10
(7) 開発成果の実施.....	10
(8) 開発の成果等の発表.....	10
(9) 調査.....	10
5. 開発費	11
(1) 開発費の額(申請可能額)、開発期間.....	11
(2) 開発費.....	11
(3) 直接経費.....	11
(4) 開発費として支出できない経費.....	12
(5) 終了・中止後の開発費の扱い.....	13
6. 導入試験	14
(1) 導入試験の目的.....	14
(2) 契約.....	14
(3) 導入試験の内容.....	14
(4) 導入試験の期間・費用.....	14

(5) 導入試験費	14
(6) 物品及び知的財産権等の帰属	14
(7) 導入試験実施後の措置	15
(8) 導入試験のフロー	15
7. 応募にあたっての留意点	16
(1) 不合理な重複及び過度の集中に対する措置	16
(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況	17
(3) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置	17
(4) 研究活動の不正行為に対する措置	18
(5) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について	19
(6) 他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置	20
(7) 法令等の順守について	20
(8) 関係法令に違反した場合の措置	21
(9) 生命倫理および安全対策等に係る留意事項並びに関係法令等に違反した場合の措置	21
(10) 人権及び利益保護への配慮	21
(11) 安全保障貿易について(海外への技術漏洩への対処)	21
(12) 府省共通経費取扱区分表について	22
(13) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備 等自己評価チェックリスト」の提出について	22
(14) 「国民との科学・技術対話」の推進について	22
(15) 府省共通研究開発管理システムから政府研究開発データベース(※)への情報提供	23
(16) 応募情報及び個人情報の取扱い	23
8. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した申請書類の作成・提出等	24
(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について	24
(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録	24
(3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先	24
(4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用にあたっての留意事項	25
(5) システムを利用した申請の流れ	26
(6) 申請書類作成時の注意事項	27
(7) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の具体的な操作方法と注意事項	28
9. 申請書類の作成・提出等	36
(1) 申請書類(様式)の入手方法	36
(2) 産学共同実用化開発事業の重点分野について	36
(3) 申請書類作成要領	38
(4) 郵送の提出について	40
(5) 公募申請書の提出期限	40

Q&A	46
課題申請書	54
研究開発データベース・重点研究分野コード表.....	85
企業の業種表および研究開発分野表	88

1. 産学共同実用化開発事業の概要

(1) 産学共同実用化開発事業の趣旨・目的

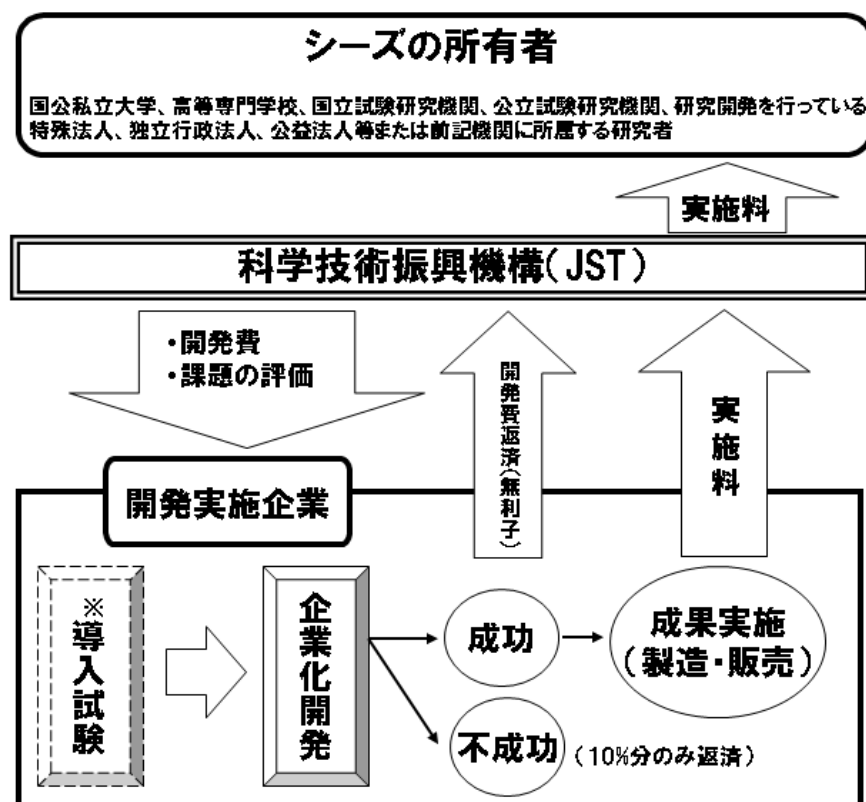
我が国の長引く不況から脱却し、日本経済を再生に向かわせるためには、民間投資を喚起し持続的成長を生み出す成長戦略につなげていくことが重要です。

一方で、現在、日本の大学の基礎研究成果が社会に還元されないまま埋もれている状態であり、国際競争の激化から、企業が、大学等における研究成果によるリスクの高い革新的技術を用いた企業化開発に挑戦できず、民間主導のイノベーションが起こりにくい状況となっています。

これらの状況を受けて、科学技術振興機構（以下、「JST」という。）では、大学等^{※1}の研究成果に基づくシーズ^{※2}を用いた、企業等が行う開発リスクを伴う規模の大きい開発を支援し、実用化を後押しすることで、民間の需要を喚起し、持続的成長につなげることを目指します。

※1 大学等とは、国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人等（非課税の法人に限る）をいいます。

※2 シーズとは特許等（出願中のものを含む）をいいます。



産学共同実用化開発事業のしくみ

※1 導入試験を実施せずに開発成果を実施する場合、実施料の支払いのうち JST 分は免除されます。

※2 導入試験後に、本格的な開発への移行ができなかった場合は、導入試験費の10%を返済していただきます。開発実施企業の都合で開発を中止する場合、JSTが支出した導入試験費は全額一括返済していただきます。（詳しくは本公募要領15ページ「6. (7) 導入試験実施後の措置」を参照）

(2) 産学共同実用化開発事業の流れ

大学等で生まれた研究成果に基づく実用化が困難なシーズを用いた開発について、企業等に開発費を支出して委託します。開発が成功の場合、支出した開発費の返済を求めますが、開発不成功の場合は開発費支出の10%分についてのみ返済を求めます。支出額の90%については返済を求めないことにより、開発において生じるリスクをJSTが負担します。開発の結果得られた成果(以下、「開発成果」という。)について、JSTは開発成果を実施する企業から実施料を徴収し、実施料の4/5をシーズの所有者に配分します。但し、導入試験(本公募要領14ページ「6. 導入試験」)を実施せずに開発成果を実施する場合は、実施料の支払いのうち、4/5をシーズの所有者に配分しますが、JST分の1/5は免除されます。

〔開発課題・開発実施企業の審査〕

応募された開発課題は、外部有識者の評価を受け、産学共同実用化開発事業による支援に適していると認められた場合に採択されます。

〔開発委託契約〕

開発に先立ち、JSTとシーズの所有者、JSTと開発を受託する企業の各々の契約を行います。

① JSTとシーズの所有者の間で交わされる「契約」

開発期間中および開発終了後に、JSTが開発実施企業にシーズに係る特許等の実施を許諾します。そのため、シーズの所有者からJSTに開発成果を実施する際に必要な特許等の実施権(専用実施権、再実施権付独占的通常実施権又はその予約)を設定していただきます。この際に各特許等およびその出願について範囲と期間を設定することが可能ですが、JSTが開発受託企業に開発成果の実施を優先して許諾する期間について、JSTが実施権を独占できる必要があります。

この契約では、開発成果を実施した際の実施料配分についても規定されます。

② JSTと開発実施企業との間で交わされる「新技術開発委託契約」

開発計画について、その詳細を定める契約書で、応募課題の採択が可能と判断された後に詳細を協議、調整します。この契約では開発実施計画(開発規模、開発の方法、開発期間、開発資金等)、開発委託の条件(開発に係る特許等の取扱い、実施料の対象製品と料率・配分、優先実施期間の設定、開発の成功・不成功に関する成否の認定基準等)を定めます。

〔開発期間中〕

JSTは、開発実施企業に新技術開発委託契約書の開発実施計画に従った開発を委託します。また、開発の進捗にあわせ、開発実施企業に開発費を支出します。

JSTは、開発を実施中の課題について、開発の進捗状況や開発成果を把握し、これを基に適切な予算配分及び開発計画の見直しを行うために随時評価を実施します。

〔開発終了と成否の認定〕

JSTは、開発終了後に外部有識者による開発課題の事後評価を行います。その結果に基

づいて開発の成否が認定されます。

〔開発成果の実施〕

シーズに係る製品を製造・販売する際には、新技術開発成果実施契約を開発実施企業とJSTとが締結して売上高に応じた実施料を納めていただきます。

JSTは、その4／5をシーズの所有者に配分します。

開発実施企業の実施料の支払い期間は成果実施契約締結以降10年間です。

実施料の対象や料率、配分、優先実施期間の設定は、シーズの所有者と開発実施企業の合意に基づき、新技術開発委託契約で定めた内容で実施します。

開発成果は、内外の需要、市場規模、開発実施企業の供給能力等を勘案し、さらに、関係者の意見も考慮した上で他の企業に普及を図ることがあります。

〔導入試験〕

導入試験とは、開発に先立ち、可能性の検証などを目的として行う小規模な試験です。これは実施希望を応募時に明示することが出来ます。導入試験の実施の可否は開発課題・開発実施企業の審査時にJSTが決定します。導入試験の実施を希望していない応募についても、その実施を採択の条件とする場合があります。

※1 なお、導入試験を実施せずに開発成果を実施する場合、実施料の支払いのうちJST分は免除されます。

※2 導入試験後に、本格的な開発への移行ができなかった場合は、導入試験費の10%を返済していただきます。開発実施企業の都合で開発を中止する場合、JSTが支出した導入試験費は全額一括返済していただきます。（詳しくは本公募要領15ページ「6.（7）導入試験実施後の措置」を参照）

プログラムの流れ



2. 公募の概要

(1)公募期間

第1回:平成25年3月18日(月) ～平成25年 5月10日(金)正午

第2回:平成25年5月10日(金)正午～平成25年 9月30日(月)正午

第3回:平成25年9月30日(月)正午～平成25年12月20日(金)正午

(2)対象分野について

【グリーンイノベーション】、【ライフイノベーション】、【ナノ・材料】、【情報通信技術】、【社会基盤】(詳細は、本公募要領36ページ「9. (2)産学共同実用化開発事業の重点分野について」を参照)

(3)応募の要件(応募時点で以下を満たしていることが条件です)

- ① 実用化を目指す未だ企業化されていない大学等の新規なシーズが存在し、または、その実施((少なくとも開発しようとする範囲に限り、開発実施企業が独占して実施できるようにJSTに実施権を設定できること)に関して、シーズを所有する機関等による同意が得られていること。
- ② 具体的な計画が立案できており、実用化までの達成すべき目標が明確にされていること。
- ③ シーズの所有者ならびに代表発明者、開発実施企業の共同申請であること。

(4)申請者の要件

① シーズの所有者(aかつbの要件を満たすこと)

a. 共有者がいる場合、全共有者の連名による全員の申請であること。

b. 下記のどちらかに当てはまる者がシーズの所有者に含まれること。

(ア)国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人等

(イ)前記機関に所属する研究者

(ウ)企業所有特許※の場合は、発明者に(イ)の研究者を含むこと

※ シーズが複数ある場合、bの条件を満たすものが1件以上含まれていること。

② 開発実施企業(a～eの要件をすべて満たすこと)

a. 日本国内に法人格を有する企業であること。

b. 当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。

c. 開発成功後、開発費の返済の見通しがあること。

d. 経営基盤として、原則として以下に該当しないこと。

1)直近3期の決算期において3期連続して経常損失を計上している。

2)直近3期の決算期において1期でも債務超過となっている。

3)直近3期の決算報告書がない。

- 4)破産、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てをしている。
- e. 開発成果を実施できる体制があること。

③開発管理責任者

- a. 開発管理責任者は開発遂行上のマネジメント等、当該開発課題全体の推進全般、取りまとめについて責任を負います。
- b. 特に、計画書の作成、各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、開発管理責任者が責任を負います。
- c. 開発管理責任者は、開発実施企業(上記②)に常勤し、当該開発課題の実施期間中、日本国内に居住する必要があります。
- d. 本開発の開発管理責任者は、原則、開発実施企業の代表権を持つ者とします。

3. 選考および採択

(1) 審査の方法

申請内容等の審査は、評価委員会における評価委員長ならびに評価委員（外部有識者）により実施されます。

申請者から提出された申請書類等の内容について、評価委員長が評価委員の協力を得て開発課題・開発実施企業の審査を行い、本項「(3) 審査の観点」にもとづき採択候補課題を選考します。なお審査の過程において、申請内容等について問い合わせを行う場合があります。

審査は非公開で行われますが、申請課題との利害関係者は、当該課題の審査から排除されることになっています。

また、審査に携わる評価関係者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられております。

なお審査の経過は通知せず、お問い合わせにも応じられません。また提出された申請書類等の審査資料は、返却いたしませんのでご了承ください。

(2) 審査の手順

審査は、次の手順により実施されます。

① 形式審査

提出された申請書類について、応募の要件（申請者の要件、申請金額、申請必要書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限等）を満たしているかについて審査します。

応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

② 書類審査

評価委員長が評価委員の協力を得て、書類審査を実施します。その際、開発実施企業に関する財務等審査もあわせて実施します。これらの審査結果をもとにJSTが面接審査を実施する課題を選定します。

③ 面接審査

評価委員長が評価委員の協力を得て、面接審査を実施します。なお、面接審査に出席しなかった場合は、辞退とみなされます。

④ 最終審査

書類審査・面接審査の評価を踏まえ、評価委員長が取りまとめを行い、採択候補課題を決定します。

⑤ 開発計画等の調整

採択候補課題に関し、申請者と開発の実施計画ならびに開発委託契約に係る条件の調整を行います。条件の合意に至らない場合は、辞退とみなされます。

⑥ 開発課題の決定

条件の合意に至った開発課題をJSTが選定します。

(3) 審査の観点

審査(形式審査は除く。)は、以下の観点にもとづき総合的に実施します。

①課題の独創性(新規性)及び優位性

- ・提案の技術、着想等が独創的で新規性があること。
- ・現在開発中の競合品より技術的革新性または優位性、経済的優位性があること。

②目標設定の妥当性

- ・開発の最終目標が明確に示されていること。
- ・製品イメージが明確で、事業性(現在・将来の想定される市場における当該製品の位置づけ、売上等)が見込まれること。

③イノベーション創出の可能性

本事業で実用化展開がなされた結果として、重点分野ごとに設定した下記の課題解決の目的が満たされ、社会還元に導かれる可能性があること。

- ・グリーンイノベーション: 全ての製品やサービスのライフサイクル(生産・使用・廃棄)の環境影響を考慮した、地球環境の維持持続を可能とする社会の実現に寄与する可能性があること。
- ・ライフイノベーション: 国民が心身ともに健康で豊かさや生きていることへの充実感を享受できる社会の実現に寄与する可能性があること。
- ・ナノ・材料: 国内のみならず、グローバルな産業競争力の強化に寄与する可能性があること。
- ・情報通信技術: 我が国の強みを活かし、新たな産業基盤強化に寄与する可能性があること。
- ・社会基盤: 安全・安心かつ豊かで質の高い国民生活の実現に寄与する可能性があること。

④提案内容の実行可能性

- ・開発課題の問題点あるいは技術的な課題等を的確に把握し、その解決策について具体的に提案されていること。
- ・これまでのデータ・成果が蓄積されており、開発計画が具体的かつ合理的に立案されていること。
- ・参画企業が開発に取り組めるだけの経営基盤を有すること。
- ・参画企業が開発を実施できる技術開発力等の技術基盤を有すること。

⑤事業化の可能性

- ・ターゲット市場、市場動向が十分に分析されていて、事業化戦略が具体的であること。
- ・開発成功後に開発費を返済できる財務基盤を有すること。
- ・開発成功後、開発成果を実施できる製造・営業基盤を有すること。

⑥開発に伴うリスク

- ・開発リスクは大きいものの、技術的に開発の可能性があること。
- ・実用化に必要な特許が確保され、他特許が障害となる可能性が低いこと。
- ・競合技術、競合他社等が的確に分析・整理され、その解決策について具体的に提案されていること。

⑦直近のプロジェクトにおける目標の達成状況

当該シーズに関する直近の開発プロジェクトにおいて、期待通り、ないしは期待以上の成果が得られていること(得られると見込まれること)。得られていない場合、その要因分析が適切になされた上で、本提案に適宜反映されていること。

(4) 審査結果の通知等

- ① 最終審査の結果については企業代表者に通知します。
- ② 採択課題については、採択課題名、開発実施企業名、シーズの発明者名とその所属機関名をホームページ等で公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。
- ③ 審査の透明性及び公正性を高めるため、評価委員長等をホームページ等で公表します。
- ④ JST が実施計画等の見直し、開発費の調整をします。

※ 本事業の契約にあたり、各機関では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく研究費の管理・監査体制の整備、およびその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出することが必要です。詳細は下記 URL をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

4. 開発の実施

開発管理責任者は、開発の実施及び支出される開発費の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 開発の推進

開発管理責任者は、開発遂行のマネジメント、成果の公表等、推進全般についての責任を持ちます。

開発管理責任者は、シーズの所有者および発明者と開発の進捗に応じて責任をもって連絡・打ち合わせを行い、開発が円滑に推進されるように措置してください。

開発実施企業の経営上の都合により、開発の継続に困難が生じた場合は、JSTに速やかにその旨を連絡してください。

(2) 開発費の経理管理

開発実施企業は、開発費の経理管理状況を常に把握し、経費の効率的使用に努めなければなりません。開発実施企業は、支出した金額と、その内容を「開発費対象分」と「自己資金分」に区別して、開発実施計画書の区分・項目ごとに整理し、証拠書類と対応付けられるように管理する義務があります。証拠書類は精算確認のために提出していただきます。

なお、本開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

(3) 実施管理

JSTは、開発の期間中、実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査(現地調査を含む。)を実施するとともに目的が達成されるよう、開発管理責任者に対し開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。

JSTは、任意の時点で進捗報告を求めることが出来ます。回答は、文書、口頭、現地での説明などの形をとりますが、開発管理責任者は可能な限り速やかに報告の要求に応じてください。また、支出を受けた開発費についての報告も同様に定期的又は随時提出できるように整備する必要があります。

(4) 評価への対応

開発管理責任者から提出される報告書等および必要に応じて行われる面接にもとづき、当該開発が開発実施計画書の内容および条件に従って確実に遂行されているかどうかの評価を行います。評価委員会が取りまとめを行って開発計画の見直し等に反映することがあります。

開発期間が5年を超える課題については、開発進捗状況やその成果を把握し、これをもとに適切な予算配分および開発の見直しを行うこと等により、事業運営の改善に資することを目的として、開発開始後3年毎を目安として評価委員会による中間評価を実施しますので、中間での取りまとめが必要となります。

開発終了後には、評価委員会による事後評価を実施します。事後評価時に開発結果の成功・不成功の判定を行います。なお、開発の進捗状況に応じて、適宜評価を実施します。委託契約期間内であっても、成功あるいは不成功の判定を行うことがあります。その場合も、開発費の取り扱いについては本公募要領13ページ「5. (5) 終了・中止後の開発費の

扱い」に従い取り扱います。

開発管理責任者にはJSTが実施する評価に全面的に協力していただきます。

(5) 取得物品の帰属

開発実施企業が、開発費により取得し、製造し、又は改修により効用を増加させた物品については、開発実施企業への帰属となりますが、開発中及び開発費返済期間中は、善良なる管理者の注意義務を持って保管し使用するよう措置していただきます。また、開発期間中、開発費で取得した設備等については、遅滞なく火災保険を付与するとともにJSTに対して質権設定を行っていただきます。

(6) 知的財産権の帰属等

開発により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等)については、産業技術力強化法第19条(日本版バйдール条項)を適用し、同条に定められた一定の条件(出願や成果の報告等)の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることが可能です。開発実施企業以外の者が発明等に寄与した場合にも共同開発に参加している機関であれば、当該機関に帰属させることが可能です。ただし当該機関にも同条が適用されることが前提です。

また、開発によって得られたデータ及びノウハウはJSTとの共有になります。

(7) 開発成果の実施

開発成功認定後、開発成果実施契約を締結し、売上に応じて実施料を支払っていただきます。実施料は対象製品の売上高に実施料率を乗じた額とします。

実施料率はシーズの所有者と開発実施企業の意向を踏まえて決定します。

実施料の配分は、「シーズの所有者:JST=4:1」とします。

但し、導入試験(本公募要領14ページ「6. 導入試験」)を実施せずに開発成果を実施する場合、実施料の支払いのうち、4/5をシーズの所有者に配分しますが、JST分の1/5は免除されます。

(8) 開発の成果等の発表

開発成果については、事業方針や知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

開発成果の発表に際しては、本事業の開発成果であることを必ず明記し、公表した資料についてはJSTに提出してください。

また、開発終了後に、得られた成果を発表していただくことがあります。またJSTから成果の公開・普及の発信にご協力いただく場合があります。

(9) 調査

開発終了後、JSTが実施する追跡調査にご協力いただきます。その他必要に応じて進捗状況の調査にもご協力いただきます。

※開発終了後に、開発管理責任者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

5. 開発費

(1) 開発費の額(申請可能額)、開発期間

開発費： 期間全体を通じ原則、総額3億円以上、50億円を上限(一般管理費を含む)

開発期間： 原則として、5年以上10年以下

- ✓ 課題の審査において、目標設定や研究予算配分、予算の使途も計画の一部として評価対象とされます。

(2) 開発費

申請できる開発費は、開発の実施に直接必要となる直接経費、再委託費及び一般管理費の総額となります。申請時には直接経費を積算いただき、直接経費の10%を上限に一般管理費を算出し、直接経費、再委託費及び一般管理費の合計を申請額としてください。

申請にあたっては、開発期間中の所要額を計上してください。実際に支出される開発費の額は、採択後、審査の結果等に基づき決定します。

開発費(①直接経費、②再委託費及び③一般管理費)は、以下の費目に分類し記載してください。

(3) 直接経費

a. 物品費(設備備品費)

開発に必要な、設備・物品等の購入、製造、又は据付等の経費です。

b. 物品費(消耗品費)

開発に必要な、原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達経費です。

c. 旅費

開発において必要な、試料収集、各種調査、開発の打合せ、成果発表等に伴う移動や宿泊の経費です。

d. 人件費・謝金

企業に直接雇用された人の開発の従事率に応じた人件費です。なお、1名以上の専任技術者を置いていただく必要があります。

人件費の算出にあたっては、企業内の賃金支給規則などの、妥当な根拠に基づき、業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。さらにその根拠についての証拠書類、及び従事率を示す勤務管理簿などの証拠書類を、JSTに提出していただく必要があります。

なお、単価の設定が社会通念上、許容される範囲を超えているとJSTが判断した場合、人件費の支出として認められない場合もあります。

謝金は、開発等を実施するために必要であり、臨時的に発生する役務の提供への支払いに必要な経費です。

e. その他(外注費)

開発に必要な、仕様書に基づいて第三者に実施させる請負業務(外注する)の経費で

す。

f. その他(その他経費)

開発を遂行するために必要な経費で他の費目に該当せずかつ個別に把握可能な経費です。

① 再委託費

開発実施企業が行うべき本質的な業務を再委託することはできません。但し、事前に委託内容や契約内容を勘案し、開発の一部の業務委託を認める場合があります。

再委託費は、直接経費に該当しません。再委託先の一般管理費を計上する場合は、再委託費に含めてください。なお、JSTに対して、再委託元の開発実施企業は再委託の行為と結果について全責任を負うことになります。

その他(外注費)と再委託費の合計は原則として、各年度の開発費から一般管理費を除いた額の50%以内とします。50%を超える場合は、事前にJSTの承認を得ることが必要です。

② 一般管理費

一般管理費とは、開発の実施に当たり、直接経費以外の経費をいいます。直接経費に一般管理費率を乗じて算出され、直接経費の10%を上限とし、機構が認めた額または10%の額のどちらか低い額が支出対象となります。

一般管理費率の算定は、開発実施企業が決算書類に基づき行い、機構が認めた率とします。算定に当たっては、販売費(交際費、広告宣伝費等)および研究開発に係る部分を控除してください。また、算出根拠となる資料の提出が必要となります。

JSTへの専用実施権の設定あるいは設定予約に対して、開発実施企業が一般管理費から大学やTLOに対してその対価を支出することも可能となります。

- ✓ 開発で得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等)に関する取得、維持、保全に係る支出は、一般管理費から支出可能です。
- ✓ 市場調査に係る費用は一般管理費から支出可能です。

(4) 開発費として支出できない経費

① 開発の実施に関連のない経費

② 開発の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は支出できません。

- ✓ 建物等施設の建設・取得、不動産取得に関する経費
- ✓ 開発実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ✓ 本開発においてシーズに該当する特許(出願特許も含む)の取得、維持、保全に係る経費
- ✓ 成果発表と目標達成に必要な学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費
ただし、成果発表と目標達成に必要な学会への参加費、旅費は支出することができます

- ✓ 合理的な説明のできない経費

(例)開発期間内での消費見通しを越えた極端に大量の消耗品購入のための経費

(5) 終了・中止後の開発費の扱い

① 開発成功の場合:開発費支出額(一般管理費含む)を返済

- ✓ 開発費(一般管理費含む)の返済方法

開発成功認定後、10年以内の年賦返済(無利子)又は一括返済

- ✓ 返済に関わる担保

不動産、有価証券又は銀行等による連帯保証

開発費の1/2を上限に開発中に出願した特許等の知的財産権を充当することも可。この場合、成功認定日以降1年以内に成果実施のための契約を締結することを条件とします。

② 開発不成功の場合:開発費支出額(一般管理費含む)の10%を返済

不成功と認定された場合には、開発費支出の10%については返済を求めますが、開発費支出の90%について返済は求めません。但し、開発費で取得した設備等がある場合には、上記の返済10%に加えてその物件のJSTの基準により算定した評価額を支払っていただきます。

③ 経営方針変更など開発実施企業の都合で開発を中止する場合

JSTが支出した開発費(一般管理費含む)を原則として全額一括返済していただきます。

6. 導入試験

(1) 導入試験の目的

導入試験とは、開発に先立ち、可能性の検証などを目的として行う小規模な試験です。

(2) 契約

開発に先立ち、JSTとシーズ特許の所有者、JSTと開発を受託する企業の各々の契約を行います。JSTとシーズ特許の所有者の間で交わされる「契約」は、本格的な開発の契約に含めます。

JSTと開発実施企業との間で交わされる「導入試験実施契約」は、導入試験について、その詳細を定める契約書で、応募課題の採択が可能と判断された後に詳細を協議、調整します。この契約では開発実施計画(開発規模、開発の方法、開発期間、開発資金等)、開発委託の条件(開発に係る特許等の取扱い、本格的な開発への移行の可否等)を定めます。

(3) 導入試験の内容

導入試験において、具体的には、データの補完、技術的可能性の精査等を行っていただきます。

(4) 導入試験の期間・費用

導入試験は、原則として1年以内、開発費総額の10%を上限(但し、最高1億円)で実施していただきます。

(5) 導入試験費

導入試験費用の内容は、本公募要領11ページ「5. (2) 開発費」に準じますが、以下の制限があります。

- ① 物品費(設備備品費)の総額が直接経費の50%未満であること。
- ② その他(外注費)と再委託費の合計が、導入試験費の50%未満であること。

(6) 物品及び知的財産権等の帰属

① 物品

導入試験費で購入した設備等物品の帰属はJSTになります。導入試験終了後、その時点でのJSTの基準により算定した評価額で買い取っていただきます。但し、本格的な開発に移行する場合には、開発期間中、当該設備等物品は無償貸与とし、本格的な開発が終了した時にその時点でのJSTの基準により算定した評価額で買い取っていただきます。

② 知的財産権

導入試験により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等)については、産業技術力強化法第19条(日本版バйдール条項)を適用し、同条に定められた一定の条件(出願や成果の報告等)の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることが可能です。開発実施企業以外の者が発明等に寄与した場合にも共同開発に参加している機関であれば、当該機関に帰属させることが可能です。ただし当該機関にも同条が適用されることが前提です。

(7) 導入試験実施後の措置

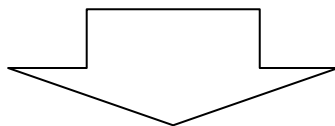
導入試験を実施した後、評価委員会による評価を行います。導入試験の目標を達成した場合は、本格的な開発へ移行していただきます。その場合、導入試験費の返済は不要です。

目標を達成できなかった場合は、本格的な開発への移行はできません。導入試験費の10%を返済していただきます。シーズ特許については再実施権付通常実施権をJSTに設定してください。

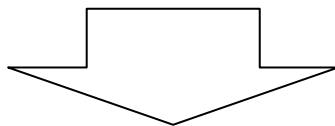
開発実施企業の都合で開発を中止する場合、JSTが支出した導入試験費は全額一括返済していただきます。取得物件は所有権を開発実施企業に移行します。シーズ特許についてはJSTへの設定を解除します。

(8) 導入試験のフロー

導入試験を行うことを希望した応募課題について、評価を経て、企業化の可能性を見極める必要があると判断される場合は、上記の本格的な開発を実施することを前提として、導入試験を実施していただくことになります。



導入試験の開始にあたっては、本格的な開発への移行に必要な導入試験としての目標設定を行い、目標達成のために必要な費用を支出致します。



導入試験を実施した後、評価委員会による評価を行います。導入試験の目標を達成した場合は、本格的な開発へ移行していただきます。

7. 応募にあたっての留意点

(1) 不合理な重複及び過度の集中に対する措置

① 不合理な重複に対する措置

申請者が、同一の研究者による同一の開発課題(競争的資金が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は開発費の減額(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に提案された開発内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究開発内容が異なる場合においても、当該申請者又は開発グループ(以下、「申請者等」という。)に当該年度に配分される開発費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その開発期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 申請者等の能力や研究方法等に照らして、過大な開発費が配分されている場合
- ・ 当該開発課題に配分されるエフォート(申請者の全仕事時間(※))に対する当該開発の実施に必要とする時間の配分割合(%)に比べ過大な開発費が配分されている場合

(※) 申請者の全仕事時間とは、開発活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ・ 不必要に高額な開発設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を

含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

④ 最先端・次世代研究開発支援プログラムの重複制限

「最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXTプログラム)」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成23年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研究費(研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く)の配分を受けることができません。他の研究費に応募することは可能ですが、採択後に当該研究費を受ける場合にはNEXTプログラムについては、日本学術振興会の承認を得た上で廃止する必要がありますので留意してください。

(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況

他の制度への申請段階(採択が決定していない段階)での本事業への申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

申請者が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複申請の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は申請中の場合には申請書の「他の制度への申請、実施等」に正確に記入してください。この記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

(3) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する開発費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

(i) 契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加(※)の制限

本事業の開発費の不正使用等を行った申請者及びそれに共謀した申請者に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省および他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、開発年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。

なお、この不正使用等を行った申請者及びそれに共謀した申請者に対する本事業における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、開

発費等を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします。

(※)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が少なく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(注)平成25年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されました。上表の制限期間は、変更後のものです。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する開発活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用、以下「不正行為等」という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下のとおりとします。

(i) 契約の解除・変更、委託費の返還

開発活動の不正行為が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、開発活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本事業への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(注) 平成25年以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されました。上表の制限期間は、変更後のものです。

上記ガイドラインについては、以下の文部科学省のホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

(5) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

(i) 採択された申請者の責務等

申請者及び主たる共同研究者は、JSTの研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する義務があります。

申請者及び主たる共同研究者には、提案した研究課題が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出していただきます。

- 募集要項等の要件を遵守する。
- JSTの開発費は国民の税金で賄われており、研究開発上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- 参画する研究員等に対して研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材(オンライン教材)の履修を義務付けるとともに、履修を周知することを約束する。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、当該研究員等に係る研

究開発費の執行について、履修が確認されるまでの期間、その執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(注) 本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成25年度新規採択課題から適用されます

(ii) 開発実施企業の責務等

委託契約において、参画する研究員等がJSTが指定する研究倫理教材の履修義務を果たさない場合は、当該研究員等に係る研究費の執行について、履修が確認されるまでの期間、その執行を停止することがあることに同意していただきます。

(注) 本項の研究倫理教材の履修義務化は、平成25年度新規採択課題から適用されます。

(6) 他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人の他の競争的資金制度(※)、JSTの所掌する競争的資金制度以外の研究開発事業のいずれかにおいて、研究開発費の不正使用等又は研究開発活動の不正行為等により制限が行われた申請者については、他の競争的資金制度あるいは競争的資金制度以外のJSTの所掌する研究開発事業において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成25年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成24年度以前に終了した制度においても対象となります。

(※) 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/12ichiran.pdf>

(7) 法令等の順守について

研究機関は、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。

研究機関は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 文部科学省科学技術・学術審議会・研究活動の不正行為に関する特別委員会)における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取組を行い、研究開発活動の不正防止に必要な措置を講じることが求められます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)に基づき、委託研究費の管理・監査体制を整備するとともに、不適正な経理処理の防止に必要な措置を講じ、国への報告の手続きを行なうことが求められます。

なお、研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、平成25年度の新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとなります。(履修等に必要な手続き等はJSTで行います)。このため、JSTは、研究者等がその履修義務を果たさない場合には、所属研究機関に委託研究費の全部又は一部の執行停止(又は中止)を指示することができるものとしますので、研究機関はこれに協力していただきます。

(8) 関係法令に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、開発を実施した場合には、開発費の配分の停止や、開発費の配分決定を取り消すことが有ります。

(9) 生命倫理および安全対策等に係る留意事項並びに関係法令等に違反した場合の措置

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策等の観点から別添の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等(今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。)を遵守し、機関内倫理審査委員会における審査等を適切に行った上で研究を実施してください。

これらの関係法令・指針等(別添に明示されていない関係法令・指針等を含む)に違反し、研究を実施した場合には、違反した旨を公表するとともに、委託費の配分をしないことや委託費の配分を取り消すことがあります。また、法令に違反した場合には、法令に基づく罰則がかかることもあります。

なお、機関内倫理審査委員会については、「機関内倫理審査委員会の在り方について」(平成15年3月20日科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会)を参照しつつ、法令又は指針等に基づき適切に運営することとします。

また、別添の関係法令・指針等の詳細については、ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」(下記ホームページ)等を参照してください。

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

(10) 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う申請の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

(11) 安全保障貿易について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

(※)現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・電子メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(12) 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表を現在準備中です。経費執行の考え方は、JST研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）に準ずる予定ですので、提案時の支出計画策定に当たっては、必要に応じて下記のページの府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/kubun.pdf>

(13) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各開発実施機関では標記ガイドラインに基づく開発費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合には、開発実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

提出期限等は、採択決定後、事務処理説明会等にてお知らせいたします。

注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法と合わせ、下記ホームページをご覧ください）。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成24年4月以降、別途の事業の応募等に際してチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

(14) 「国民との科学・技術対話」の推進について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日 科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）を踏まえ、本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。詳し

くは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(15) 府省共通研究開発管理システムから政府研究開発データベース(※)への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

(※)政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(16) 応募情報及び個人情報の取扱い

①応募情報の管理について

申請書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査にはJST内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名など各制度の公募要領で、公表することを明記されている情報、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜JSTのホームページにおいて公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

②個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・審査及び審査に関係する事務連絡、通知等に利用します。
- ・審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・JSTが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

8. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した申請書類の作成・提出等

以下の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録、申請書類の提出(郵送による提出含む)は、必ず開発管理責任者が行ってください。

応募はe-Radを通じて行っていただきます。その他、本事業への応募に当たっては、別途、郵送等で送付が必要になる書類がありますので十分ご注意ください。当該システムの使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

なお、申請に当たっては、①e-Rad を用いたWeb 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロード、③郵送による書類の提出の3つの作業が必要です。Web入力、記入等に当たっては、後述する説明、記入例等を参照して、誤りのないように記入してください。

※ 本システムの登録(申請者及び所属研究機関の登録が必要)から、ID、パスワード取得には時間を要しますので、本事業に申請される方は、早めに(公募締切の少なくとも2週間以上前を推奨)本システムへ登録してください。

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(申請受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

申請を希望する開発管理責任者の所属開発実施企業は、本システムへの事前登録が必要になります(過去既にご登録されている場合は再登録の必要はありません)。

下記アドレスの府省共通研究開発管理システム(e-Rad)にアクセスし、「所属研究機関向けページ」をご参照の上、所属研究機関(開発管理責任者所属機関)の登録、及び所属研究者(開発管理責任者)の登録を行い、ID、パスワードの発行を必ず受けてください。

<http://www.e-rad.go.jp/>

(3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせは(独)科学技術振興機構の担当部署にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。

本事業ホームページ及び府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○本事業ホームページ:<http://www.jst.go.jp/jitsuyoka/>

○ポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先)

本事業に関する問い合わせ及び申請書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	(独)科学技術振興機構 産学共同実用化開発事業 募集担当窓口	03-5214-8994 (TEL) 03-5214-8999 (FAX) jitsuyoka@jst.go.jp (E-mail)
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理 システム(e-Rad) ヘルプデスク	0120-066-877 午前9:00～午後6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

(4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用に当たっての留意事項

① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、申請してください。

② システムの利用可能時間帯

(月～日)5:00～24:00まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 所属研究機関の登録

開発管理責任者が所属する開発実施企業は、申請時までに e-Rad に登録されていることが必要となります。

機関で1名、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の申請の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された開発実施企業を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

本事業に申請する際の実施担当者(開発管理責任者)を研究者と称します。所属研究機関は開発管理責任者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

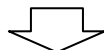
(5) システムを利用した申請の流れ

所属研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照URL： <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

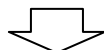


所属研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へのログイン

システムから送信されるログイン ID、パスワードを使用してログインします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル(研究機関事務代表者用)「1.7 ログイン」

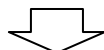


所属研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル「3.3 部局情報管理」、「3.4 事務分担者情報管理」、「2.2 (A) 研究者情報の新規登録」

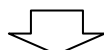


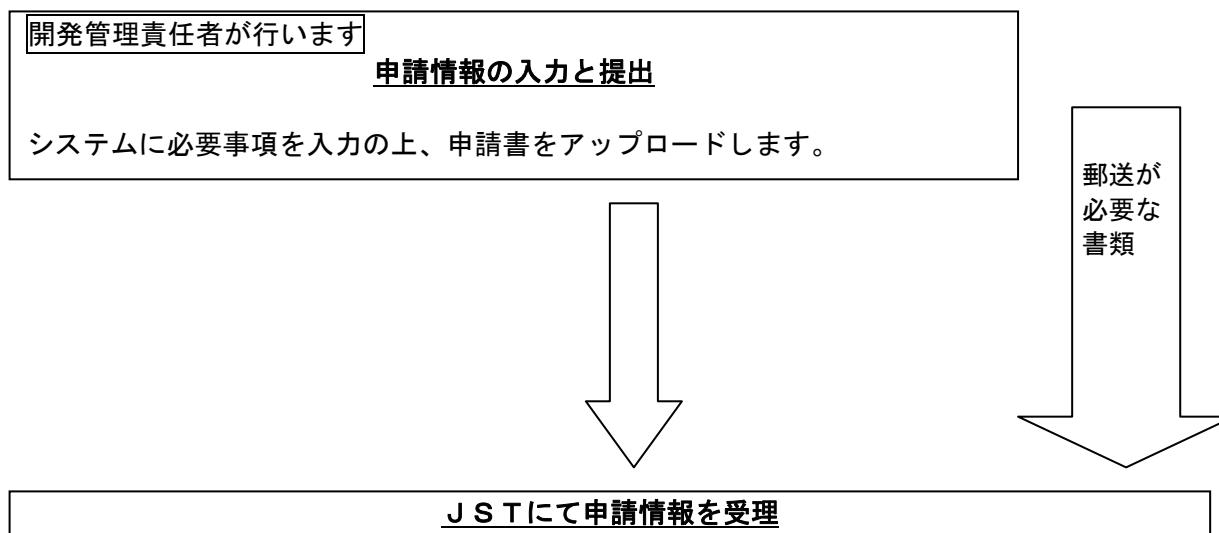
開発管理責任者が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、本事業ホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照マニュアル：研究者用マニュアル（目次／はじめに）「1.7 ログイン」、（操作説明）「1.1 公開中の公募一覧」





(6) 申請書類作成時の注意事項

- ・ システムを利用の上、提出してください。
システムの操作マニュアルは、「(7)府省共通研究開発システム(e-Rad)の具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。
- ・ 本事業内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- ・ 申請書類の電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルの操作方法を参照してください。
- ・ アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は10MBです。
- ・ 申請書類の電子媒体は、アップロードを行う前にPDF変換を行う必要があります。PDF変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ・ 提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請振興ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請書類は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、(独)科学技術振興機構 産学共同実用化開発事業 募集担当窓口まで連絡してください。
- ・ 申請書類の受理状況は、「応募課題情報管理」から確認することができます。
- ・ e-Radによる課題申請書のアップロード等は締切の数日前に余裕をもって行ってください(締切間際はシステムが混雑し、たいへん時間がかかる場合があります)

(7) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の具体的な操作方法と注意事項

(7-1) 事前準備(所属研究機関、研究者の登録)

事前に、申請者(開発管理責任者)の所属する企業が e-Rad に「所属研究機関」として登録され、かつ、申請者ご自身が「研究者」として登録されている必要があります。

機関登録の手順は、「e-Rad ポータルサイト」→「システム利用に当たっての事前準備・研究機関はこちら」(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)をご参照ください。

機関登録は、通常でも2週間程度かかりますが、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合があります。余裕をもって登録手続きを済ませてください。

研究者の登録は、機関が e-Rad に登録された後、e-Rad のホームページ上で行えます。

「e-Rad ポータルサイト」→「研究者向けページ」→「操作マニュアル」

(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>) 及び

「e-Rad ポータルサイト」→「研究者向けページ」→「よくある質問と答え」

(<http://faq.e-rad.go.jp/>)をご参照ください。



(7-2) 申請者、登録対象者

e-Rad で用いられている「研究代表者」の呼称は、本事業では次のように対応します。次

の表で e-Rad 上の「研究代表者」の欄にある方が電子申請を行ってください。

また、e-Rad 上の「研究代表者」に該当する方は、上記(7-1)における「所属研究機関」及び「研究者」として e-Rad 上に登録されている必要があります。

「研究分担者」は、本事業では登録できません。

e-Rad 上の「研究代表者」 (e-Rad で電子申請をする方)
開発管理責任者(開発管理責任者) ・企業の方です。

(7-3) 操作説明

- ※ e-Rad への課題申請は、上記(7-2)申請者・登録対象者の e-Rad 上の「研究代表者」が行ってください。
- ※ 課題申請書からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- ※ 課題申請書を修正した場合、e-Rad にも最終の情報が転記されているか確認ください。
- ※ 適宜、「一時保存」を押して、申請データを保存するようにしてください。

『e-Radポータルサイト』画面

<http://www.e-rad.go.jp/>

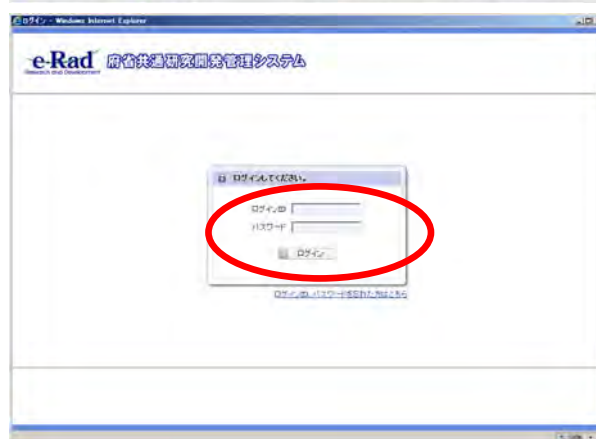
「e-Radログイン」をクリック



『e-Radログイン』画面

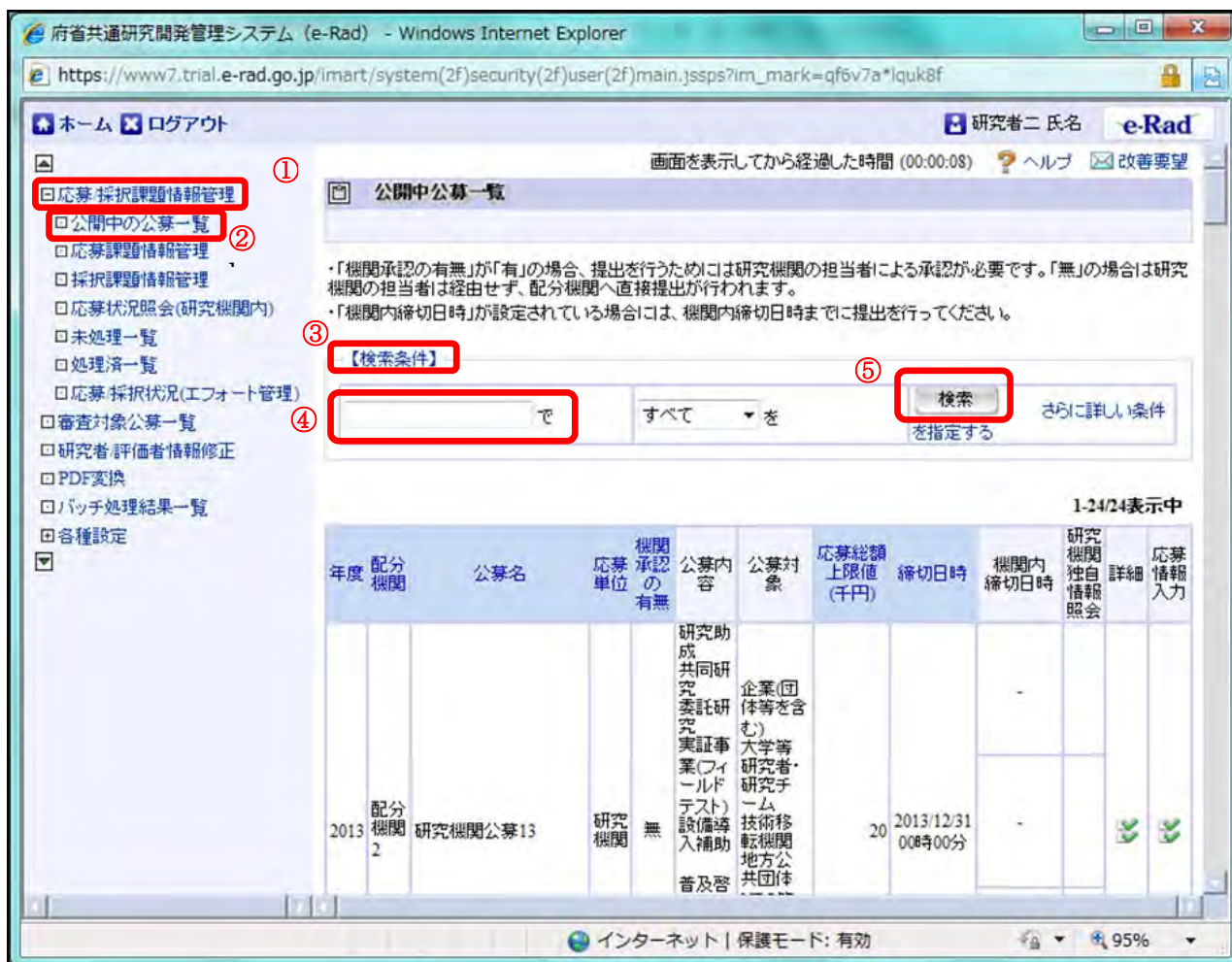
e-Rad 上の「研究代表者」のログインID、パスワードを入力し、ログインをクリック

※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。



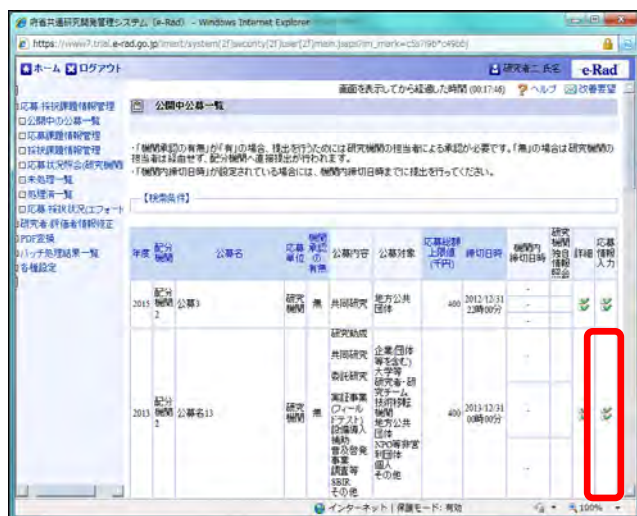
『研究者向けメニュー』画面

- ① 「応募/採択課題情報管理」の左の口をクリックしてください。
- ② そうすると、さらに7項目が展開されますので、その中の「公開中の公募一覧」をクリックしてください。
- ③ 「【検索条件】」をクリックすると、簡易検索の検索条件が出てきます。
- ④ 検索条件へ「産学共同実用化開発事業」を記入してください。
- ⑤ 「検索」ボタンをクリックしてください。



『公開中公募一覧』画面

「産学共同実用化開発事業」が見つかりましたら、当該欄右端の「応募情報入力」をクリックしてください。



『応募条件』画面

画面に表示された注意事項をよくお読みいただいた上で、
左上の「承諾」をクリックしてください。



『応募情報登録』『代表者情報確認』画面

- ① 「2013 年度/平成 25 年度 産学共同実用化開発事業 第〇回」の応募であることを確認してください。
- ② 「研究開発課題名」へ課題申請書(様式1)の「課題名」を転記します。
- ③ 代表者(開発管理責任者)の情報が正しいかを確認してください。(本システムから自動送信される受理通知メールは、この画面に表示されているメールアドレス宛に送信されます。アドレスがご自分のものでない場合は、(7-4)の次の項をご覧ください。)
- ④ 問題が無ければ、「共通項目」をクリックしてください。

応募情報登録 - Windows Internet Explorer

画面を表示してから経過した時間 (00:05:44) ヘルプ 改善要望

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2013年度 / 平成25年度 産学共同実用化開発事業 第1回

課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX

代表者情報確認 共通項目 個別項目 応募時予算額 研究組織情報

応募・受入状況 添付ファイルの指定 研究組織内連絡欄

研究者番号 XXXXXXXX

研究機関名(必須) 〇〇機関

部局名 〇〇〇〇部

階層 〇〇クラス

職名 〇〇教授

研究者氏名 漢字 〇〇 〇〇〇

フリガナ △△△△ △△△△

性別 男性

生年月日 9999年99月99日

メールアドレス xxxxxxxx@xxxxxx.com

『応募情報登録』『共通項目』画面

- ・研究期間(開始): 2013
(終了): 2018(5 年間の場合)
2023(10 年間の場合)
 - ・細目名:
「検索」ボタンを押し、申請課題に近いと思われる分野を主副とも選択。
 - ・キーワード1(～5):
リストの中から、申請課題に関係すると思われるキーワードを、主副とも必要に応じて選択。
 - ・その他キーワード1(～2):
申請課題に関係する、上のリストの中に無いキーワードが有りましたら、主副とも必要に応じて記入。
 - ・研究目的:
「課題申請書参照」の文字のみ入力ください。
 - ・研究概要:
課題申請書(様式1)の「課題概要(300 字以内)」を正確に転記。
- >>最後に上にある「個別項目」をクリックしてください。

The top screenshot shows the 'Common Items' registration screen. The 'Research Period' section has a red box around the 'Start Date' field, which is set to 2013. The 'Keywords' section has a red box around the 'Keyword 1' field, which is set to 'キーワード1'. The bottom screenshot shows the 'Research Purpose' and 'Research Summary' sections. The 'Research Purpose' section has a red box around the 'Research Purpose' field, which is set to '課題申請書参照'. The 'Research Summary' section has a red box around the 'Research Summary' field, which is set to '課題概要(300 字以内)'.

『応募情報登録』『個別項目』画面

- ・重点分野
課題申請書(様式1)の「重点分野」で選んだ分野を選択ください。
 - ・開発管理責任者情報:
課題申請書(様式1)の「企業」より転記
開発管理責任者氏名、企業名、部署、役職、勤務先〒、住所(都道府県)、住所(市郡区以降)、E-mailアドレス
※連絡先情報は、通知の送付等に使用しますので、正確に転記ください。
 - ・代表発明者情報:
課題申請書(様式1)の「代表発明者(代表研究者)」より転記
代表発明者氏名、所属機関区分、所属機関名、部署、役職、勤務先〒、住所(都道府県)、住所(市郡区以降)、E-mailアドレス
※連絡先情報は、通知の送付等に使用しますので、正確に転記ください。
- >>最後に「応募時予算額」をクリックしてください。

The top screenshot shows the 'Individual Items' registration screen. The 'Key Areas' section has a red box around the 'Key Areas' field, which is set to '重点分野'. The 'Development Management Responsible Person' section has a red box around the 'Name' field, which is set to '開発管理責任者氏名'. The bottom screenshot shows the 'Representative Inventor' section. The 'Representative Inventor' section has a red box around the 'Name' field, which is set to '代表発明者氏名'.

『応募情報登録』『応募時予算額』画面
使用内訳[各年度]:

JST負担の研究費を千円単位で入力してください。

※再委託費は一般管理費を含めて該当欄へ記入ください。「0」の場合でも、e-Radのシステムの都合上「1」を入力ください。

※開発期間終了後の期間は「0」のまま。

>>最後に、「研究組織情報」をクリックしてください。

『応募情報登録』『研究組織情報』画面

※本項「(7-2) 申請者、登録対象者」を熟読いただき、登録対象の方について、入力ください。

※開発実施企業の開発費を入力いただきます。

※開発実施企業の開発管理責任者を入力いただきます。その方のエフォートを入力いただきます。

※分担研究者の入力は不要です。

直接経費:

開発実施企業の内容を入力いただきます。

平成 25 年度のJST負担の直接経費を千円単位で入力してください。

※再委託費は含めないでください。

エフォート:

開発管理責任者のエフォート

(課題申請書の(様式5)「5. 実施体制」の「エフォート(%)」を入力してください。)

専門分野:ごく簡単に記入ください。

役割分担:

「開発管理責任者」と記入ください。

間接経費:

平成 25 年度のJST負担の一般管理費を千円単位で記入ください。

再委託費:

再委託費がある場合は、平成 25 年度のJST負担の再委託費を千円単位で記入ください。「0」の場合でも、e-Radのシステムの都合上「1」を入力ください。

>>最後に、「応募・受入状況」をクリックしてください。

『応募情報登録』『応募・受入状況』画面
応募・採択状況の入力は不要です。
「添付ファイルの指定」をクリックしてください。

This screenshot shows the 'Application Information Registration' screen. The 'Attach File Specification' button is highlighted with a red box. The screen displays various fields for application information, including 'Application Number', 'Application Name', 'Researcher Name', and 'Research Period'.

- 『応募情報登録』『添付ファイルの指定』画面
- ①「参照」ボタンを押し、作成した申請書ファイル(PDF)を選択してください。
 - ②選択したファイルが問題ないようであれば「アップロード」をクリックしてください。
 - ③「入力チェック」をクリックしてください。
 - ④「入力チェック」でエラーが出る場合は、該当部分が赤く表示されますので、その画面へ戻り修正ください。

This screenshot shows the 'Attach File Specification' screen. The 'Upload' button is highlighted with a red box. The screen displays a table for 'Attach File Specification' with columns for 'Name', 'Format', 'Size', 'File Name', and 'Status'. The 'Upload' button is located at the bottom right of the screen.

「入力チェック」で間違いが無い場合、「入力チェックを終了しました。入力エラーはありません。」と画面上に表示されます。

その場合は、左上の「確認」ボタンをクリックください。

This screenshot shows the 'Input Check' screen. The 'Confirm' button is highlighted with a red box. The screen displays a message: '入力チェックが終了しました。入力エラーはありません。' (Input check is completed. No input errors). Below the message, there are fields for 'Application Number', 'Application Name', 'Researcher Name', and 'Research Period'.

『応募情報登録確認』画面

- ①「確認」ボタンをクリックしても、入力されている内容に修正すべき箇所が存在しない場合は、「応募課題登録確認」画面が表示されます。この画面はこれまでタブで入力していた内容の全てが1ページで表示されている画面であり、この画面で提出を行う前の最終的な確認を行います。もし、誤りがありましたら、右上の「戻る」ボタンをクリックしてください。内容に誤りがないことを確認した上で、「実行」ボタンをクリックしてください。

- ②応募情報に不備がなければ「実行」ボタンをクリックしてください。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示されます。この操作を行うと応募情報はJSTへ提出されたことになります。

なお、JSTへ提出した時点で所属機関の事務担当者も閲覧することができます。e-Radにおける産学共同実用化開発事業への応募は所属機関の承認を必要としません。

(7-4) 応募情報状況確認

e-Radにログインし、応募情報の状況を確認をすることが可能です。

【研究者用マニュアル 1.2 (B)(e) ステータス履歴の照会】

http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/06_02_01.pdf

『応募／採択課題情報管理』→『応募課題情報管理』をクリックすると、「検索画面」が出てきます。そこで、応募課題の検索情報を入力して「検索」ボタンをクリックすると、該当する申請課題の一覧が出てきます。

本事業へ申請した課題を見つけましたら、「ステータス履歴」のボタンをクリックしますと、対象の応募課題のステータス履歴照会画面が表示されます。

ステータス欄の状況が「応募中」「申請中」であることを確認してください。「応募中」「申請中」であれば、操作は完了です。応募締切日時までにステータス欄が「申請中」とならない申請書は無効となります。なお、公募締切後受理されますと、「応募済」「受理済」と表示されます。「応募済」「受理済」の表示までに、公募締切後、日数を要する場合がございます。

9. 申請書類の作成・提出等

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて開発管理責任者に行っていただきます。その他別途、郵送等で送付が必要な提出書類がありますので十分ご注意ください。e-Rad による申請につきましては「6. 省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した申請書類の作成・提出等」を確認してください。

(1) 申請書類(様式)の入手方法

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で受付中の公募一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、JSTホームページからもダウンロードできます。

<http://www.jst.go.jp/jitsuyoka/>

(2) 産学共同実用化開発事業の重点分野について

平成23年8月に閣議決定された第4期科学技術基本計画を踏まえ、同計画の中核的实施機関であるJSTでは、中期計画(平成24年度から5年間)の中で、同計画における喫緊の課題として掲げられた「震災からの復興、再生の実現」「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」、及び「わが国が直面する重点課題への対応」に重点を置くこととしております。

そのため、産学共同実用化開発事業においても、今回の公募から、「グリーンイノベーション」「ライフイノベーション」「ナノ・材料」「情報通信技術」「社会基盤」の5分野に関係する提案を重視します。

次の表を参考にして、提案する開発課題が目指す重点分野を選び、課題申請書に明記してください。

(参考)第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/4honbun.pdf>

産学共同実用化開発事業の重点分野

重点分野	課題解決の目的	課題解決内容	具体的技術内容 (第4期科学技術基本計画より抽出)
グリーンイノベーション	全ての製品やサービスのライフサイクル(生産・使用・廃棄)の環境影響を考慮した、地球環境の維持持続を可能とする社会の実現を目指すこと。	・安定的なエネルギーの供給と低炭素社会の実現 ・エネルギー利用の高効率化、再生可能エネルギーの利用拡大、及びスマート化及び社会インフラのグリーン化 ・資源リサイクルシステムの構築	スマートグリッド、物流効率化、次世代情報通信ネットワーク、情報通信機器の省エネルギー化、ネットワークシステム全体の最適制御、高効率交通及び輸送システム、社会インフラと一体となった巨大ネットワークシステム、太陽光発電、家電および照明の高効率化、パワー半導体、高効率給湯器、高効率輸送機器、電力制御、総合水資源管理システムの構築に向けた研究開発(高度水処理技術等)、風力発電、小水力発電、地熱発電、潮力・波力発電、再生可能エネルギー利用、自律分散エネルギーシステム、燃料電池、蓄電池、蓄電システム、水素供給システム、超伝導送電、基幹エネルギー・分散エネルギー供給源の効率化、低炭素化、火力発電高効率化、石炭ガス化複合発電、高効率石油精製、革新的製造プロセス、材料高機能化、住宅及び建築物の高断熱化、グリーンサステイナブルケミストリー、革新的触媒技術、ナノカーボン材料、資源再生技術、レアメタル代替、レアアース代替、バイオマス利用、バイオリファイナリー
ライフイノベーション (※1)	国民が心身ともに健康で豊かさや生きていることへの充実感を享受出来る社会の実現を目指すこと。	・革新的な予防法の開発 ・新しい早期診断法の開発 ・安全で有効性の高い治療の実現 ・高齢者、障害者、患者の生活の質の向上	新しい治療機器(放射線治療機器、ロボット手術機器等)、遠隔診断、遠隔治療技術、画像情報処理技術、生活支援ロボット、BMI機器、高齢者用パーソナルモビリティ、自立支援、生活支援技術、介護支援技術、客観的(科学的)根拠に基づいた生活習慣病等予防法の開発、先制医療、疾病等の予防法開発、医療情報の基盤整備、早期診断技術の開発、再生医療、身体機能代償技術、肉眼視技術・機器(内視鏡等)、イメージング技術、ワクチン、認知症等の発症防止・早期診断・進行遅延技術等の研究開発、新薬開発、新規創薬ターゲット探索、核酸医薬、DDS
ナノ・材料	国内のみならず、グローバルな産業競争力の強化を目指すこと。	・共通基盤の強化に資する先端材料や部材の開発及び活用 ・高機能電子デバイスの開発 ・代替資源の創出に関する研究開発	光・量子科学技術、高機能電子デバイス、ナノテクノロジー、精密加工技術、材料・部材・装置等のハードとソフトの連携に関する研究開発、新たな資源の獲得・効率的・循環的な利用に関する研究開発、先端材料・部材の開発及び活用に必要な基盤技術
情報通信技術	我が国の強みを活かし、新たな産業基盤強化を目指すこと。	・次世代情報通信ネットワーク技術 ・情報爆発時代の情報インフラ技術 ・情報通信技術の研究開発と利活用の検討	情報通信の利用・活用を支える基盤技術、次世代交通システム、スマートグリッド、次世代情報通信ネットワーク、信頼性の高いクラウドコンピューティング
社会基盤 (※2)	安全・安心かつ豊かで質の高い国民生活の実現を目指すこと。	・安全、安心な社会、都市、地域づくりを目指し、強健かつ復元力がありしなやかで自立的に発展可能な社会の構築に資する研究開発	地震・火山・津波・高波・高潮・風水害・土砂災害等の予測・防災・減災に関する研究開発、廃棄物の抑制・適正管理、再利用に関する研究開発、災害対応能力の強化(迅速な被災状況の把握、情報伝達、リスク管理)、交通・輸送システムの高度化・安全性評価に関する研究開発、火災・重大事故・犯罪への対策に関する研究開発、老朽化対応のための住宅の高度化・長寿命化に関する研究開発、サービス産業の生産性向上に資する研究開発、新たなエネルギー源の獲得に向けた研究開発(再生可能エネルギー等)、環境汚染物質の管理・対策に資する研究開発、安全で高品質な食料・食品の生産や食料・水の安定確保に関する研究開発(遺伝子組み換え生物等の先端技術の活用、食料増産技術)

産学共同実用化開発事業では、5つの重点分野に関するイノベーションの創出を目指した開発を推進します。本表の具体的な技術内容については、第4期科学技術基本計画より抽出したのですが、本表以外の技術でも各重点分野の課題解決の目的に則した提案は申請対象となります。

(※1)

産学共同実用化開発事業の重点分野「ライフイノベーション」の具体的技術内容の一つ、「客観的(科学的)根拠に基づいた生活習慣病等予防法の開発」に関わる、生活習慣病等の治療薬あるいはその予防製品の開発に関しては、薬事法に基づく製造承認あるいは健康増進法に基づく特定保健用食品認可(国による表示の許可)を必要とする開発リスクの高い課題を優先します。

(※2)

産学共同実用化開発事業の重点分野「社会基盤」は、産学連携の枠組みで社会の安全性と強靱性の向上あるいは生活の質と豊かさの向上といった課題解決に資する開発の一分野として位置づけています。審査の観点グリーンイノベーションやライフイノベーション等の他の重点分野と共通であり、また人文社会科学と自然科学の融合の観点を本開発において求めるものではありません。

(3) 申請書類作成要領

- * 提出された申請書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等については本公募要領23ページ「7. (16) 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じます。
- * 申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

① 応募に必要な書類

期日までに電子申請と郵送の両方の手続きが必要です。どちらか一方のみの申請は理由の如何を問わず受理しませんのでご注意ください。

		電子申請	郵送 (着払い不可)
①	産学共同実用化開発事業課題申請書	1部 (捺印無し)	原本1部(捺印有り) コピー5部
②	シーズ特許(3点以内) ※1、2	-	CD-R 1枚(正) 【データは100MB以内】
③	参考文献(3点以内) ※1、3		
④	比較文献(3点以内) ※1、4		
⑤	企業パンフレット		
⑥	決算報告書(直近3期) or 有価証券報告書(直近3期)		

※1 申請書に最大3点記載している「シーズ特許」「参考文献」「比較文献」について、すべてCD-Rに格納してください。また、課題申請書(様式2)と齟齬が無いようにしてください。申請者の判断により添付をしない場合、技術内容の詳細が不明であることを理由に審査上不利を被る可能性があることをご了解ください。

※2 提案シーズに関係する「シーズの発明者が発明者となっている特許」を指します。

※3 提案シーズに関係する「シーズの発明者が著者となっている論文等」を指します。

※4 提案シーズに関係する「先行文献または先行特許」を指します。

② 申請書様式について

課題申請書は様式 1～10 からなります。

様式名	内容	提出要否
様式 1 基本情報	課題名、課題概要、申請者等の情報を記載	必須
様式 2 本申請に関係する特許・論文リスト	本申請に関係する出願特許、参考文献、比較文献のリストを記載	必須
様式 3 先行文献調査	様式 2 に記載したシーズ特許について、それぞれ先行文献調査を行い、その結果を簡潔にまとめて記載	必須
様式 4 本開発が目指す製品・サービスの内容	シーズ、市場の全体像と本開発の位置づけ、企業化に向けた開発プロセス等を記載	必須
様式 5 本申請の開発計画	目標、成否認定基準(委託開発のみ)、実施内容、スケジュール概要、実施体制、開発費等を記載	必須
様式 6 これまでの開発状況	申請課題に関連する産学共同、あるいは産、学単独での研究開発プロジェクト実施の有無等について記載	必須
様式 7 申請企業に関する情報	申請企業の概要、財務状況を記載。	必須
様式 8 倫理面への配慮	組替え DNA 実験や疫学研究、臨床研究などに該当する研究を計画している場合に、法令・指針等に基づく適切な措置を講じているか、倫理面・安全面に問題がないかを記載 該当がない場合もその旨を記載	必須
様式 9 特殊用語等の説明	申請書内で用いた専門用語、特殊用語について簡単に説明を記載	必須
様式 10 成果実施条件	実施料の対象製品に対する希望する実施料率、希望する優先実施期間を記載	必須

それぞれの様式に記載されている説明文・注意書きをよく確認の上、作成してください。

③ 提出に当たっての注意事項

- (ア) 課題申請書作成にあたっては、様式を参考に簡潔かつ要領良く作成してください。また、パソコンで作成してください(e-Rad にアップロードできる最大要領は 10MB です)。
- (イ) 紙媒体提出資料はA4判両面印刷とします。カラー・白黒は問いません。
- (ウ) 申請にあたっては、必ず参画する全ての大学等及び企業の機関としての事前了解を得ておいてください。なお、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設

置されている場合は、当該部門の了解も得ておいてください。様式 1 には開発実施企業・シーズの所有者・代表発明者の押印が必要です。

(エ) 開発実施企業にて申請を行ってください。

(オ) 課題申請書には下中央に通し頁(ー1ー)を付けてください。

(カ) 「e-Rad による提出」は、(5)の締切前に余裕をもって申請してください。「簡易書留または宅配便による提出」に関しても締切同日(消印有効)とします。なお、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。

(キ) 提出いただいた書類の返却、差し替え等には応じられません。なお、秘密保持については厳守いたします。

(ク) 1 機関から複数課題の申請書をまとめて送付する場合でも、1つの封筒に1課題分の申請書のみを封入して、送付票を貼ってください。

(4) 郵送の提出について

郵送については、簡易書留、特定記録郵便等または宅配便など配達されたことが証明できる方法による提出が必要になります(着払い不可)。「持参」、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けませんので注意してください。送付先及びこの公募に関する問い合わせ先は次の通りです。

封筒には、必ず「産学共同実用化開発事業 課題申請書 在中」と赤字で記載ください。

【送付先及び本公募に関する問い合わせ先】

〒102-0076

東京都千代田区五番町7 K's五番町

独立行政法人科学技術振興機構

産学連携展開部 産学共同実用化開発事業担当

電話 03-5214-8994 FAX 03-5214-8999

E-mail jitsuyoka@jst.go.jp

電話による問合せ受付時間: 月～金(祝祭日を除く。)10:00～17:00

この公募要領については、上記問い合わせ先にご請求頂ければ郵送いたします。また、以下のホームページからも入手(ダウンロード)することができます。

産学共同実用化開発事業ホームページ

URL <http://www.jst.go.jp/jitsuyoka/>

(5) 公募申請書の提出期限

e-Rad による申請書の提出は、下記の提出期限までに行ってください。期限までに提出された申請書について審査、選考を行います。

第1回: 平成25年3月18日(月) ～平成25年 5月10日(金) 正午

第2回: 平成25年5月10日(金) 正午～平成25年 9月30日(月) 正午

第3回: 平成25年9月30日(月) 正午～平成25年12月20日(金) 正午

※締切の少なくとも2週間以上前に府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録(申請者及び所属研究機関の登録が必要)を済ませてください。

※郵送が必要な申請書の提出期限は、上記期限に対応し、以下とします。

第1回提出期限:平成25年 5月10日(金)(消印有効)

第2回提出期限:平成25年 9月30日(月)(消印有効)

第3回提出期限:平成25年12月20日(金)(消印有効)

※提出期間中に発送されなかった申請書は、いかなる理由があろうとも無効となります。

また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(申請書類のフォーマットは変更しないでください。) 提出期限終了後の申請書類の差し替えは固くお断りいたします。

提出書類のまとめ方

※「e-Rad による提出」および「簡易書留または宅配便による提出」の両方の提出が必要です。

電子公募システムによる提出

課題申請書
(捺印なし)
(様式1～10)

word またはPDFに
まとめてからアップロ
ード
※PDF の場合は、印
刷物をスキャナー等
で取り込むのではな
く、word から PDF へ
の変換処理をしてく
ださい。

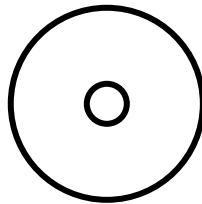
簡易書留または宅配便による提出

課題申請書
(様式1～10)

紙媒体 課題申請書原本1部・コピー5部

左上ホチキス止め
左長辺2穴パンチ
下中央に通し頁(-1-)

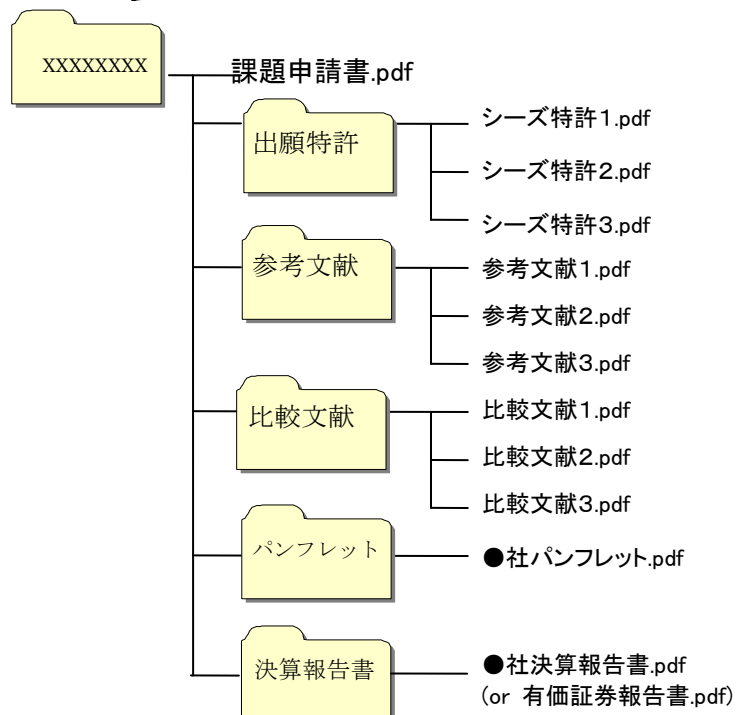
CD-R 1枚



CD-R 表面に課題名、開発管理責任者(所属、氏名)
を明記して、データは Word あるいは、PDF 形式とし
て、フォルダ構成、フォルダ名は下記に従ってくださ
い。ファイル名には、申請書『(様式2)本申請に関係
する特許・文献リスト』との対応が分かるように項番を
必ず含めてください。また、Windows で読み込み可能
なフォーマットとしてください。

フォルダ名は、e-Rad 申請時に課題毎に付与される
課題IDの8桁番号(半角)を記入。課題IDは本公募
要領 35 ページ「8. (7-4)応募情報状況確認」の方
法で確認できます。

※フォルダ名、ファイル
名は必ず右記の通
りにしてください。
右記と異なる場合、
審査対象の資料が
判別できない可能
性がありますので、
十分にご注意くださ
い。



JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第3期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第4期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

中村 道治

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在14.0%（平成23年度末現在。平成24年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続していった欲しいと思います。

JSTでは、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案に応募することから飛躍への第一歩をつかんでももらいたと思います。JSTでは、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています^(※)。

この機会にJSTの事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監

小舘 香椎子

（日本女子大学名誉教授）

JSTでは、研究とライフイベント(出産・育児・介護)との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくは JST 男女共同参画ホームページ(<http://www.jst.go.jp/gender/>)をご覧ください。

※JSTの公募事業全体における女性研究者の比率は応募6.7%に対し採択6.7%です。採択率は応募率の変動にリンクしている傾向があります。(平成23年度公募実績(平成23年12月現在))

(参考)研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)

平成23年度実績

応募総数 9,817件、うち女性研究者 600件(6.1%) 採択総数 2,402件、うち女性研究者 148件(6.2%)

産学共同実用化開発事業

Q&A

(目的等)

Q1 産学共同実用化開発事業の目的は何か。

A1 科学技術振興機構(以下、「JST」という。)は、産学共同実用化開発事業によって、大学等※1の研究成果に基づくシーズ※2を用いた、企業等が行う開発リスクを伴う規模の大きい開発の加速を支援し、実用化を目指します。

※1 大学等とは、国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人等(非課税の法人に限る)をいいます。

※2 シーズとは特許等(出願中のものを含む)をいいます。

Q2 産学共同実用化開発事業の特徴は何か。

A2 産学共同実用化開発事業の特徴は、主として以下の点にあります。

○大学等の研究成果をもとに、民間企業に開発を委託して、実用化を目指すということです。

○開発をスタートする前に、技術的基準を設定し、開発の終了後、その技術的基準に基づいて成功・不成功を認定し、成功の場合は、JSTが民間企業に支出した開発費の返済を求めます。不成功の場合には、開発費の支出の10%分についてのみ返済を求め残りの90%について開発費の返済を求めません。

○開発が成功し、実用化して製品の売上が立った場合、研究者・研究機関等のシーズの所有者に売上高に応じて実施料を配分して、発明した研究者に還元します。

(申請者の要件等)

Q3 応募の要件は何か。

A3 応募時点で実用化を目指す未だ企業化されていない大学等の新規なシーズ※が存在し、または、その実施((少なくとも開発しようとする範囲に限り、開発実施企業が独占して実施できるようにJSTに実施権を設定できること)に関して、シーズを所有する機関等による同意が得られていることが必要です。

※ シーズとは特許(出願中のものも含む)をいいます。

Q4 申請者の資格は何か。申請者の役割は何か。

A4 産学共同実用化開発事業では、シーズの所有者ならびに代表発明者、開発実施企業の連名で申請する必要があります。その他の条件については、「2. (4)申請者の要件」をご覧ください。

Q5 開発実施企業が複数の連名で申請できるか。

A5 申請者(開発実施企業)は、一企業となりますので複数の企業が連名で申請することはできません。開発を進めるのに技術・財務・営業の観点から最もふさわしい企業を選んで、その一企業が責任をもって開発を受託していただきます。開発実施企業が責任をもって開発を進める中で、工程の一部を他の企業に協力してもらうことはかまいません。

(申請の方法)

Q6 【開発】を実施する前に【導入試験】を実施することは必須か？

A6 必須ではありません。【導入試験】は、提案されたシーズ、及びそのシーズに基づく実用化の可能性の調査・評価等を的確かつ迅速に行い、効率的・効果的な開発に資することを目的として実施するものです。

Q7 他の研究費助成制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできるのか。

A7 申請は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の制度へ申請している場合は、申請書の「過去の開発状況」欄に正確に記入してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、委託契約の解除となる場合があります。なお、申請内容のうち、上記の重複申請の制限に必要な範囲において他の競争的資金の担当者(独立行政法人を含む)に情報提供を行うことがありますので、予めご了承願います。

Q8 課題申請書は押印が必要ですか。

A8 必要です。

Q9 各様式の(注)書きとピンク色の説明文は、書類作成の際、削除してもよいのか。

A9 削除願います。

Q10 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請において、事務代表者、研究代表者は、どのような人になるのか。

A10 (事務代表者)

申請する企業又は大学等で1名、e-Radに係る事務を代表する方のことです。事務代表者は、e-Radへの企業・大学等の登録、事務分担者及び研究者の情報の管理等を行います。(事務分担者は置かないことも可能です。)(事務代表者の例: 総務部長、総務課長 等)

(研究代表者)

一件の申請につき1名、申請する際に代表者となる方で、e-Radによる申請等を行います。(申請に先立ち、事務代表者によりe-Radに登録されている必要があります。) 研究代表者は、「開発管理責任者」が相当します。なお、研究代表者は、採択された場合は公開が予定されている※ことをご留意ください。

※採択された個々の課題に関する情報(制度名、課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

Q11 申請書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいか。

A11 (電子申請)

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による電子申請、申請書類の提出方法等の詳細については同システムの研究者用マニュアルを参照ください。

このマニュアルは、下記ホームページの「研究者向けページ」よりダウンロードできます。
<http://www.e-rad.go.jp/>

(郵送書類)

提出期間終了後の申請書類の差し替えは、固くお断りします。

Q12 直接持参し提出することは可能か。また電子メール、FAXによる提出は可能か。

A12 申請書類は、必ず府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でアップロードすることで提出してください。一部の郵送の必要な書類についても「郵送又は宅配便(バイク便含む)※着払い不可」で提出してください。持参、FAX 又は電子メールによる提出は一切受け付けません。なお、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに e-Rad の問い合わせ先までお知らせください。

Q13 申請書類の受領書はもらえるのか。

A13 申請書類の受領書はありません。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)では、『応募／採択課題情報管理』→『応募課題情報管理』→『ステータス履歴』と進んで、『ステータス』欄が「申請中」「受付中」となっていれば受理されたこととなります(詳しくは、本公募要領 35 ページ「(7-4)応募情報状況確認」を参照ください)。郵送の必要な書類については、配達されたことが証明できる、簡易書留または宅配便(バイク便含む)を用いてください。

Q14 申請書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A14 直接、JSTにお越しいただくことは構いませんが、事前にメール又は電話により、ご訪問のご連絡をいただくようお願いいたします。

(開発委託の条件)

Q15 実施料の売上高に対する料率は、どのようにして決定するのか。

A15 シーズの所有者と開発実施企業の意向を踏まえて決定します。申請に際しては、シーズの所有者と開発実施企業の間でご協議ください。

Q16 実施料の配分は決まっているのか。

A16 シーズの所有者とJSTの配分は、シーズの所有者:JST=4:1 とします。

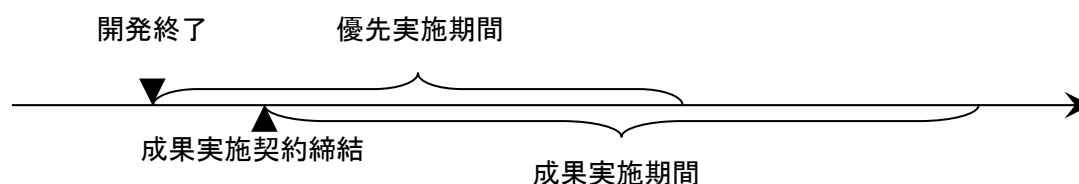
※ 但し、導入試験(本公募要領14ページ「6. 導入試験」)を実施せずに開発成果を実施する場合は、実施料の支払いのうち、4/5をシーズの所有者に配分しますが、JST分の1/5は免除されます。

Q17 シーズに係る特許の扱いはどうなっているのか。

A17 専用実施権又は再実施権付独占的通常実施権をJSTに設定していただきますが、当該特許が開発対象以外の技術でライセンスの可能性があれば、開発対象に範囲を限定することも可能とします。

Q18 優先実施期間とはどのようなものか。

A18 当該開発を終了した後、開発実施企業が開発成果を優先的に実施(製造・販売)できる期間です。シーズの所有者と開発実施企業の意向を踏まえて決定します。目安として、5年とします。



Q19 専用実施権、再実施権付独占的通常実施権の設定期間について、留意しなければならないことはあるか。

A19 シーズの所有者が、期間を限定して専用実施権、再実施権付独占的通常実施権をJSTに設定する場合は、優先実施期間の途中で専用実施権、再実施権付独占的通常実施権の期限が切れることのないよう、開発期間と優先実施期間を合わせた期間に1年程度以上余裕をもって設定してください。

なお、上記専用実施権、再実施権付独占的通常実施権の期間終了後、権利満了まで再実施権付通常実施権をJSTに設定していただきます。

Q20 成功時の開発費の返済に係る担保設定はどうなるのか。

A20 原則として、不動産、有価証券又は銀行等による連帯保証が必要です。

但し、開発費の1/2を上限に開発中に出願した特許等の知的財産権を充当することも可。この場合、成功認定日以降1年以内に成果実施のための契約を締結することを条件とします。

Q21 開発実施企業の要件として、開発成功後に開発費を返済できる財務基盤を有することとあるが、どういうことか。

A21 十分な開発費に見合った返済原資を有するということです。場合によっては、必要に応じて事前に担保等の提供についてご相談をさせていただくこともあります。

Q22 実施料率は開発終了後変更できるか。

A22 原則として変更できません。開発に入る前に定めた実施料の料率とします。

(審査)

Q23 審査の経緯を教えてもらえるのか。

A23 審査については、公平性の観点から非公開で行います。また、審査経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

Q24 評価者の名前は事前に公表しないのか

A24 事前に公表した場合、公正な審査に支障をきたすことが予想されるため、採択課題の選定までは、名前を公表しません。(採択課題選定後に、ホームページ等で公表します。)

Q25 不採択となった場合、その理由についてはJSTに問い合わせできるか。

A25 審査の結果については、採否にかかわらず申請者に対して通知する予定です。別途、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。

(開発費)

Q26 直接経費に対する一般管理費の比率はいくらか。

A26 一般管理費の比率の算定は、開発実施企業が決算書類に基づき行い、機構が認めた率とします。算定に当たっては、販売費(交際費、広告宣伝費等)および研究開発に係る部分を控除してください。直接経費の10%を上限とし、機構が認めた額または10%の額のどちらか低い額が支出対象となります。また、算出根拠となる資料の提出が必要となります。

Q27 申請中に発生した費用を、採択された場合、遡って開発費として支出が可能か。

A27 開発費の支出対象にはなりません。JSTと開発実施企業の間で締結される開発委託契約の契約日以降発生した費用が対象になります。

Q28 開発費の支払い方法は、どのようになっているのか。

A28 開発委託契約の締結後、四半期ごとに開発実施企業から提出される概算請求に基づき、JSTが認めた必要額を、開発費の入金のために新たに開設された専用口座に振込みます。

Q29 医薬品等の開発で臨床経費は、全て支出対象か。

A29 原則として対象とします。但し、証拠書類等が整わない経費は、支出対象となりません。

Q30 試作又は分析等の外注費は開発費の対象か。

A30 支出することができます。

Q31 開発に必要な設備・施設等のリース代や賃借料は、開発費の対象か。

A31 設備については原則としてリース代や賃借料は支出の対象となります。施設については、開発遂行に必要な開発基盤として開発実施企業が保有していることが望ましいですが、必要性が認められれば支出の対象とすることができます。

Q32 ソフトウェアの開発を社内で行う場合、担当者の人件費は支出できるか。

A32 開発の従事率に応じて、「人件費」として支出できます。なお、人件費の算出にあたっては、企業内の賃金支給規則によるなど、妥当な根拠に基づき、業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。さらにその根拠についての証拠書類、及び従事率を示す勤務管理簿などの証拠書類を、JSTに提出していただく必要があります。

なお、単価の設定が社会通念上、許容される範囲を超えているとJSTが判断した場合、

人件費の支出として認められない場合もあります。

Q33 開発に係る打ち合わせのための旅費は、支出できるか。

A33 開発を遂行するために必要な打ち合わせ等に係るものであれば、原則支出することができます。

Q34 学会への参加のための旅費、参加費を支出することはできるか。できるとすれば、どの程度認められるか。

A34 開発の内容と直接関連しており、目標達成に必要な学会、又は、産学共同実用化開発事業による開発の成果の発表等を行うための学会への参加費及び旅費は支出することができます。必要最小限の人数で参加してください。ただし、学会の年会費、食事代、懇親会費は支出できません。

Q35 人件費は支出できるか。

A35 下記の人件費については支出が可能です。

- 企業に直接雇用された開発に関わる者で、開発の従事率に応じた人件費。

(取得物品の管理)

Q36 取得した設備等物品の所有権は、誰に帰属するのか。

A36 開発実施企業が、開発費により取得し、製造し、又は改修により効用を増加させた物品については企業への帰属となります。開発中及び開発費返済期間中は、善良なる管理者の注意義務をもって保管し使用するように措置していただきます。また、開発期間中、開発費で取得した設備等については、遅滞なく火災保険を付保するとともにJSTに対して質権設定を行っていただきます。

なお、開発実施企業が、導入試験費用により取得した設備、物品等については、JSTへの帰属となります。

(開発体制)

Q37 開発管理責任者には誰になるべきか。

A37 開発実施企業で開発の最高責任者は、契約の当事者である代表権者です。契約締結後、各種請求、申請、報告等の書類の提出等開発を遂行する開発管理責任者を任命していただきます。開発管理責任者は、原則として開発実施企業の代表権を持つ者となります。開発実施企業に常勤し、開発実施期間中、日本国内に居住し、開発全体の取りまとめに関して責任を持っていただけの方を開発管理責任者としてください。

Q38 シーズの発明者である大学の施設を開発実施場所とすることは可能か。

A38 開発実施場所は原則として開発実施企業に設置してください。但し、特殊な施設・設備の必要性が認められれば、開発実施場所に加えることができます。

(知的財産権)

Q39 研究成果はあるので、申請後特許等を出願する予定である。出願していなくても応募できるか。

A39 特許等の出願後に応募して下さい。

(開発の不成功・中止)

Q40 開発が不成功及び中止の場合の取り扱いはどうなるのか。

A40 開発の成功、不成功、中止にかかる開発費の返済、シーズに係る特許の取り扱いについては下記表を参照ください。

	開発費の返済	シーズに係る特許の取り扱い
開発成功	無利子で10年 年賦返済 (一括返済も可)	開発実施企業が優先使用
開発不成功	開発費の90%は返済免除、 開発費10%を返済	開発実施企業での実施不可
開発中止	使用済開発費を原則一括返済	シーズの権利者に返還

産学共同実用化開発事業

課題申請書

産学共同実用化開発事業

課題申請書

(様式 1) ※申請書中の例示・注釈文（ピンク文字）は申請時には削除してください。

（ 基 本 情 報 ）

1. 基本情報

課題名		課題名			
課題概要		※申請される課題の内容全体が分かるように、様式 5 の内容を踏まえて 300 字以内で記述してください。 ※図、表の使用は不可です。			
開発費 (JST 支出分総額)		注 1 千円		開発期間	
		上限総額を、 ☐ 超過しない ☐ 超過する 注 2			
				平成 年 月～平成 年 月 (月)	
				上限期間を、 ☐ 超過しない ☐ 超過する 注 3	
重点分野 注 4		☐ グリーンイノベーション ☐ ライフイノベーション ☐ ナノ・材料 ☐ 情報通信技術 ☐ 社会基盤			
技術分野 注 5	主	コード表の番号			
	副	コード表の番号 (複数可)	コード表の番号 (複数可)	コード表の番号 (複数可)	コード表の番号 (複数可)
	研究キーワード	キーワード表の番号と研究キーワード (複数可)			
導入試験 (仮) 注 6		☐ 希望する ☐ 希望しない			

注 1 様式 5 の 6. 開発費により合計額を算出の上、誤りがないよう記載してください。

注 2、3 産学共同実用化開発事業においては、開発費、開発期間を「超過しない」、「超過する」のいずれかをチェックしてください。「超過する」をチェックした場合、審査の過程において、JST より別途、超過理由の確認を行います。

注 4 公募要領 37 ページを参照の上、必ず一つ、選択ください。

注 5 「研究開発データベース・重点研究分野コード表」より選択してください。

注 6 導入試験については、公募要領 14 ページをご覧ください。

2. 申請者情報

開発実施企業	企業名					
	代表者	役職		氏名	代表者印	
				(フリガナ)		
	所在地	〒				
	開発管理責任者 【開発管理責任者】	役職		氏名	上記代表者と異なる場合のみ記載	
				(フリガナ)		
		連絡先 〒 TEL/FAX E-mail:				
	e-Rad 情報 (開発管理責任者)	研究者番号 : 8桁の数字			所属研究機関 コード : 10桁の数字	
	開発担当者	役職		氏名		
				(フリガナ)		
		連絡先 〒 TEL/FAX E-mail:				
	経理・財務担当者	役職		氏名	経理・財務関係についての照会窓口が上記と異なる場合に記載	
			(フリガナ)			
	連絡先 〒 TEL/FAX E-mail:					

開発管理責任者は、原則として申請企業の代表権を持つ者で、本開発に係る責任を負います。

開発担当者とは、報告書作成や評価に係る業務を主に行う担当者です。

経理・財務担当者とは、開発費の請求、証拠書類の集積、提出、企業財務情報に係る問い合わせに対応する担当者です。

(例1) シーズの所有者 (機関所有)	機関名	シーズの所有者が科学技術振興機構の場合は、どの事業から出願されたものを明記してください。(例) JST 戦略的基礎研究、有用特許、など)				
	代表者	役職		氏名	印	
				(フリガナ)		
	所在地	〒				
	担当者	役職		氏名	JST からの特許関係・事務連絡等の窓口となる方	
			(フリガナ)			
連絡先 〒 TEL/FAX E-mail:						

※シーズの所有者（出願人）が複数の場合は、適宜枠を増やして全員記入・押印後申請願います。

(例2) シーズの所有者 (個人所有)	氏名		印		
	(フリガナ)				
	所属機関	名称・部署		役職	
	連絡先	所属機関	連絡先 〒 TEL/FAX E-mail:		
		自宅	連絡先 〒 TEL/FAX E-mail:		

※シーズ（原権利）について：

- ①シーズの所有者とは、特許（申請中を含む）の出願人（共同出願の場合、全出願人）をいいます。本申請の締切日までに出願を終えていることが申請要件となります。
- ②シーズの所有者には、国公立研究機関、大学、特殊法人、財団等の研究機関又は当該機関に所属する個人（又は発明時に当該機関に所属していた個人）が含まれている必要があります。また、シーズの所有者が企業のみからなる特許の場合は、研究機関に所属する個人（又は発明時に研究機関に所属していた個人）が発明者に含まれている必要があります。
- ③シーズは複数個であっても構いません。その場合、②を満たすシーズが少なくとも一つ必要となります。
- ④シーズの所有者が「機関」の場合は例1を、「個人」の場合は例2の様式で記入押印後申請願います。シーズの所有者（出願人）が複数の場合は適宜枠を増やして、全員記入・押印してください。
- ⑤産学共同実用化開発事業の課題として採択された場合は、開発開始時にシーズに係る特許の実施権（専用実施権、再実施権付独占的通常実施権）をJSTに設定していただきます。

研究機関の代表発明者	氏名				印	
	(フリガナ)					
	所属機関		名称・ 部署			役職
	連絡先	所属機関	連絡先 〒 TEL／FAX E-mail:			
自宅		連絡先 〒 TEL／FAX E-mail:				

代表発明者所属機関 確認 (所属機関が出願権 を持たない場合)	上記代表発明者の本応募を認めるものである。 機関名称 機関代表者 氏 名 印 連絡先 〒 TEL／FAX E-mail:
--	--

注7 申請に当たっては、参画するすべての研究機関で本申請に関する事前の了解が得られていることが必要です。了解が得られていない場合、採択が取り消されることがあります。

3. 本申請に関するアンケート

※今回の公募情報の入手経路を、該当する項目の□を■にすることで選択してください。今後の事業運営の参考とさせていただきます。(複数可)

産学共同実用化開発事業に関する情報の入手先	
☐ JST のホームページ	☐ ダイレクトメール
☐ JST のホームページにリンクするメール広告	☐ 公募説明会
☐ インターネットのバナー広告	☐ JST のパンフレット (パンフ名：)
☐ 技術フェアやシンポジウム等のブースから	☐ 所属機関からの回覧等
☐ 知人等からの紹介	☐ 新聞、雑誌の記事
☐ その他 ()	

(様式 2)

(本申請に関する特許・論文リスト)

シーズ特許※1								
項番	発明の名称	出願番号・特許番号	発明者	出願人	権利化の状況	実施権設定の内容 (JST へ設定)	分類	添付
1			全員明記	全員明記	審査請求済み	1. 専用実施権 2. 再実施権付 独占的通常実施権 1, 2 何れかを選択してください※5	※4	有
2					不服審判請求済み			有
3								有
参考文献※2								
項番	タイトル	掲載先	著者	概要				添付
1								有
2								有
3								有
比較文献※3								
項番	タイトル (特許の場合は発明の名称)	掲載先 (特許の場合は出願番号・特許番号)	著者 (特許の場合は発明者および出願人)	概要				添付
1								有
2								有
3								有

※今回の課題の申請に関して、以後の説明（様式 4 の 1. (4) の比較表等）に用いる「シーズ特許」「参考文献」「比較文献」を最大 3 点まで記載してください。記載された「シーズ特許」「参考文献」「比較文献」は原則として添付が必要です。申請者の判断により添付をしない場合のみ、「添付」欄を「無」としてください。この場合、技術内容詳細が不明であることを理由に審査上不利益を被る可能性があることをご了解ください。

※以降、本申請書内でシーズ特許、参考文献、比較文献を引用する場合は、**本様式の項番（シーズ特許 1、参考文献 1 など）**により引用してください。

※1 シーズ特許：本申請の「原権利となる特許」のうち、主要な特許を指します。

※2 参考文献：本申請に関する「シーズ特許の発明者が著者となっている論文等」を指します。

※3 比較文献：本申請に関する「先行文献または先行特許」を指します（先行文献、先行特許を合わせて最大 3 件までで記載してください）。

※4 シーズ特許の分類欄は次の A～D のいずれか該当する記号をひとつ記載してください。

A：新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許

B：機能性新規物質についての研究成果に係わる特許

C：新規プロセス・方法に関する研究成果に係わる特許

産学共同実用化開発事業 課題申請書

D：新規メカニズム・システムに関する研究成果に係わる特許

※5 期間および範囲の指定については、専用実施権、再実施権付独占的通常実施権ともに、別途協議となります。

※6 シーズ特許に国際出願 PCT 番号を記載する場合、元となる出願書類と PCT 出願が示せる文書を提出してください。その際、JST へ設定する実施権は、PCT を経て各国移行される全出願が対象になります。

(様式 3)

(先行文献調査)

様式 2 の本申請に関係する特許・論文リストに記載したシーズ特許について、それぞれ先行文献調査を行い、その結果を簡潔にまとめて記載してください。JST においても同じ検索式を使って先行文献調査の確認を行ないます。

シ ー ズ 1	項目	コメント等
	1) 先行文献調査結果 申請課題の主要部分を含む発明（特許出願）が A. 見出されない B. 部分的に見出された C. 見出された	・ 検索式： （例）「○○装置*□□化合物*▽▽方式」 ・ 検索件数▲件 （※検索結果 0 件は不可） 1：特許名称、出願人、出願日・・・ 2：特許名称、出願人、出願日・・・ (例) 1 は、×××の特徴を有するが、本発明の◎◎とは異なり・・・である。 2 のシステムの一部は、本申請課題と類似技術を用いているが、システム全体は、まったく別の発想によって作られたものであり、本発明の技術とは根本的に異なる。 ※「他に先行技術が存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。
	2) 当該特許の補強の必要性 A 有 B 無	「有」の場合、想定している補強のポイントを箇条書きで記載ください。
	3) 競合・類似技術の状況 (5, 6 行でまとめてください)	※「競合・類似技術は存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。 必ず、他の技術と比較しコメントを記載すること。
	4) 競合・類似技術に対する優位性 (5, 6 行でまとめてください)	必ず、他の技術と比較し優位性に関するコメントを記載すること。

シ ー ズ 2	項目	コメント等
	1) 先行文献調査結果 申請課題の主要部分を含む発明（特許出願）が A. 見出されない B. 部分的に見出された C. 見出された	・ 検索式： （例）「○○装置*□□化合物*▽▽方式」 ・ 検索件数▲件 （※検索結果 0 件は不可） 1：特許名称、出願人、出願日・・・ 2：特許名称、出願人、出願日・・・ (例) 1 は、×××の特徴を有するが、本発明の◎◎とは異なり・・・である。 2 のシステムの一部は、本申請課題と類似技術を用いているが、システム全体は、まったく別の発想によって作られたものであり、本発明の技術とは根本的に異なる。 ※「他に先行技術が存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。
	2) 当該特許の補強の必要性 A 有 B 無	「有」の場合、想定している補強のポイントを箇条書きで記載ください。
	3) 競合・類似技術の状況 (5, 6 行でまとめてください)	※「競合・類似技術は存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。 必ず、他の技術と比較しコメントを記載すること。
	4) 競合・類似技術に対する優位性 (5, 6 行でまとめてください)	必ず、他の技術と比較し優位性に関するコメントを記載すること。

シート 3	項目	コメント等
	1) 先行文献調査結果 申請課題の主要部分を含む発明（特許出願）が A. 見出されない B. 部分的に見出された C. 見出された	・ 検索式：（例）「○○装置*□□化合物*▽▽方式」 ・ 検索件数▲件（※検索結果0件は不可） 1：特許名称、出願人、出願日・・・ 2：特許名称、出願人、出願日・・・ （例） 1は、×××の特徴を有するが、本発明の◎◎とは異なり・・・である。 2のシステムの一部は、本申請課題と類似技術を用いているが、システム全体は、まったく別の発想によって作られたものであり、本発明の技術とは根本的に異なる。 ※「他に先行技術が存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。
	2) 当該特許の補強の必要性 A 有 B 無	「有」の場合、想定している補強のポイントを箇条書きで記載ください。
	3) 競合・類似技術の状況 (5, 6行でまとめてください)	※「競合・類似技術は存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。 必ず、他の技術と比較しコメントを記載すること。
	4) 競合・類似技術に対する優位性 (5, 6行でまとめてください)	必ず、他の技術と比較し優位性に関するコメントを記載すること。

(様式 4)

(本開発が目指す製品・サービスの内容)

1. 本開発の目的等

(1) 開発の動機・背景

※本開発の動機・背景について判りやすく記述してください。

(2) 開発の目的、内容

※本開発の目的・内容について判りやすく記述してください。

(3) 開発成果の製品・サービスへの利用

※本開発の成果を用いて実用化される製品・サービスについて、具体的に記述してください。

2. 本開発の目標等

(1) 開発目標

※実用化される製品・サービスに必要とされる主なスペック・条件について、定量的かつ簡潔に記述してください。

(2) 開発において解決すべき課題

※(1)に記述した製品・サービスのスペック・条件や達成すべき目標の解決に重要と思われる開発項目を列記するとともに、各項目に対する予定解決手段を記述してください。

3. シーズについて

※シーズとは、シーズ特許（出願中を含む）や参考文献で示される、イノベーション創出を目指して開発する製品・サービスの中核となる技術を指します。

(1) シーズの内容・特徴

※本申請シーズに関し、研究の背景、内容、特徴（独創性、新規性、現状の問題点を含む）について、必要に応じて図表を用いて詳細に記載してください。

(2) 競合技術に対する優位性

- ・本申請シーズと近似の競合技術との比較を行なって、本技術の優位性について記載してください。
「競合技術はない」等の記載は不可とします。

※競合技術とは、目指す製品・サービスによってもたらされる価値・効果と同種のものを実現可能な技術を指します。競合技術に対する優位性を、「技術の優位性」「開発状況の優位性」「目指す成果の優位性」の3点において、記載してください。

※記載する上で比較対象とする特許・文献は、様式2のリストの項番で引用してください。

比較表				
技術の優位性	※下記の比較を踏まえて、シーズの「技術の優位性」についての総合的な判断を記載してください。			
	申請課題		競合技術（比較対象）	
	※「シーズの特徴」「特許申請等の権利化の状況」等について、競合技術との差を意識して記載してください。	シーズ特許 1, 2	※比較対象とする競合技術について、「技術内容」「文献・特許情報に関する内容」等を記載してください。	比較文献 1
開発状況の優位性 (今後の課題)	※下記の比較を踏まえて、シーズの「開発状況の優位性」についての総合的な判断を記載してください。			
	申請課題		競合技術（比較対象）	
	※「事業化構想の特徴」「問題点とその克服へ向けた考え方や取組み」等について、競合技術との差を意識して記載してください。	参考文献 1	※比較対象とする競合技術について、「どのように開発を進めようとしているか」「その進め方にどのような問題があるか」等をわかる範囲で記載してください。	比較文献 2
目指す成果の優位性	※下記の比較を踏まえて、シーズの「目指す成果の優位性」についての総合的な判断を記載してください。			
	申請課題		競合技術（比較対象）	
	※「本開発とその延長で目指す成果の特徴」「将来的な用途・応用範囲」等について、競合技術との差を意識して記載してください。	参考文献 2, 3	※比較対象とする競合技術について、「今後、何を達成しようとしているか」「将来的な用途・応用範囲」等をわかる範囲でご記入ください。	比較文献 3

4. 実用化と本開発の位置づけ

(1) 背景及び動向

ア) 実用化される製品・サービスを投入する市場分野の概要

※

イ) 市場の動向、規模、将来性

※現在から実用化予定時期までの国内、海外の市場規模推移等の他、今後の成長性や他の市場・技術の拡大による縮小のリスク等について記述してください。

ウ) 新規市場創出

※実用化される製品・サービスが、既存製品・サービスの代替となるのか、新たな市場を創出するのか記述してください。

エ) 市販製品・サービスの到達点・問題点

オ) 市場ニーズ

※どのような市場調査に基づいて市場ニーズがあると判断したか、具体的に記述してください。
※ユーザが製品・サービスを購入することによるメリットを記述してください。

(2) 市場競争力

※実用化される製品・サービスが競合する製品・サービスに対し、性能や価格等の面でどのような優位性を有するのか記述してください。

★記載例

この分野の市場は年間 10000 台と見積もられている（出典〇〇総合研究所〇年調査より）。この製品は性能（ ）や販売価格（ ）から〇〇部分を完全に置き換えることが見込まれ、さらに〇〇等の新規〇〇分野として〇〇台の見込みと当社の〇〇製品の年間売上高〇〇台も考慮すると、年間 3000 台の売上が見込まれる。

今後予想される代替技術としては〇〇が考えられるが、コストが〇割高になると思われ、本開発で実用化された製品の優位性は揺るがない。

(3) 実用化までの開発プロセス

※本開発実施後のプロセスも含め、実用化に至るまでに解決すべき開発課題やリスク、それを解決するための開発構想（開発内容とその実施規模）を記載してください。

(4) 成果実施の見通し

※開発成功後の成果実施（製造・販売）の見通しに関して、想定される顧客の見込みも含めて記述してください。

(5) 推定原価（単位当り）

製品を〇〇発光ダイオード、**製剤、××分析装置など一般的な表現で示してください。

科 目	数 量	単 価	金 額	備 考
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇				
製 造 原 価				

(注)

1. 科目は開発実施企業の原価計算方式に合わせて、単位当たり（例えば t、台、個）の金額で記載して下さい。
2. 備考欄には出来るだけ算出基礎を記載して下さい。
3. 推定原価は、原則として開発成功後 10 年間の平均値として下さい。

(6) 販売等による10ヶ年の利益予想

(単位：千円)

年度科目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6～10 年目	合計	備考
売上数量 (単価)						この列は 5 年間分を一括合計 して記入		
売上高								
売上品原価								
売上総利益								
販売費、 一般管理費								
営業利益								
金利								
純利益								
実施料								
実施料引純利益								
返済分								

(注)

1. 販売費、一般管理費は開発実施企業の実績比率（例えば売上高に対する比率）により算出しても結構です。
2. 金利は、開発実施企業の売上高に対する実績比率で算出しても結構です。
3. 実施料は、売上高×（希望する料率）％で算出して下さい。
4. 10 年年賦で返済が完了するように返済分欄に記入してください。
5. 備考欄には、必要と思われる算出基礎を記載して下さい。

(7) 重点分野における解決すべき課題とその役割

※選択した重点分野で JST が求める『課題解決の目的』において、提案する本開発課題がどういう役割で何を解決するのか、あるいは何に貢献できるのか、現状分析を通して数値目標などできるだけ具体的に記載してください。

※JST の推進する、5 つの重点分野に関する『課題解決の目的』および『課題解決内容』は、公募要領 37 ページをご参照ください。

※本タイプの審査の観点（③イノベーション創出の可能性）は、公募要領 7 ページをご参照ください。

★各重点分野の課題解決の目的に資する記載例 1)

本開発課題は、●●を作用機序とする●●薬を開発するものである。●●癌は 5 年生存率が●期で●％と低く、予後が悪い癌の一つであり、有効な治療法の開発が急務となっている。●●細胞膜上に特異的に発現している●●を標的としていることから、分子標的薬として副作用が少ないことが期待される。標準療法として用いられている●●薬や先行開発品の●●（●社）とは異なり、新規の作用機序を有する抗腫瘍薬として期待される。

★各重点分野の課題解決の目的に資する記載例2)

本開発課題は、●●の開発により実現の可能性が出てきた、直流の電力送電システムの要素部品に関する。●●を使い直流で電力を送電することで、現状の●●を使った交流伝送に比べ、●●において大きな改善が期待できる。●●を実現するには、●●と●●のケーブル接続を効率良く行う必要があり、実用化開発にあたり最大の課題となっている。本課題はこの問題を解決するために、●●を●●として用いることで解決を図り、●●%の送電ロスを目指す。今後●●等で多くのエネルギーを送電する需要が多く見込まれ、また本課題の完成によりエネルギーの効率的な利用をはかり、グローバルな産業競争力の強化に大きく寄与するものとする。

(様式 5)

(本申請の開発計画)

1. 目標

※様式 4 の 2. で記載した目標、課題について、開発実施期間中に達成すべき技術目標を設定し、「目標」「目標達成へ向けた問題点」「問題点の解決策」を記載してください。

※導入試験（仮）の実施を希望する場合は、導入試験（仮）の目標と開発の目標とを分けて記載ください。

(1) 導入試験（仮）の必要性、開発との関連性

※導入試験（仮）を希望する場合は、導入試験（仮）の必要性および開発との関連性を具体的に記載してください。

(2) 導入試験（仮）の目標

目標 1

（目標）

※今回掲げる目標を、数値等を用いて具体的に記載してください。

（目標達成へ向けた問題点）

※本目標を達成する上での問題点を記載してください。

（問題点の解決策）

※上記問題点をどのように解決するか、その方法を記載してください。

※必要に応じて追加してください。

(3) 開発の目標

目標 2

（目標）

（目標達成へ向けた問題点）

（問題点の解決策）

目標 3

（目標）

（目標達成へ向けた問題点）

（問題点の解決策）

※必要に応じて追加してください。

2. 成否認定基準

※開発に先立ち成功、不成功を判定する技術基準を設定していただきます。成否認定基準は技術水準での評価基準になります。事業性を鑑み、開発の規模に応じた認定基準を設定してください。

※導入試験（仮）の実施を希望する場合は、導入試験（仮）の成否認定基準と開発の認定基準とを分けて記載してください。

導入試験（仮）の成否の認定基準

導入試験（仮）の実施によって、下記の要件を満足しうる見通しが立った場合、導入試験は成功とする。

記

ここに成否認定基準を具体的に記載ください

開発の成否の認定基準

本新技術の開発によって、下記の技術的要件を満足しうる見通しが立った場合、成功とする。

記

ここに成否認定基準を具体的に記載ください

成否認定基準の例

1. 本新技術による XXXXXX 薬（機器）が、薬事法に基づく製造販売承認を取得すること。
2. 本新技術による XXXX 合金が、以下以上の強度を持つことが確認されること。
 - ①破断伸び XXX（％）
 - ②絞り XX（％）
 - ③降伏応力 XX(N / mm²)
 - ④上降伏点 XX(N / mm²)
 - ⑤下降伏点 XX(N / mm²)
3. 本新技術による滅菌により、無菌性保証水準(Sterility Assurance level:SAL)」10⁻⁶以下を達成すること。
4. 本新技術により製造された太陽電池において、モジュール温度摂氏 25 度時に、変換効率 26%以上を達成すること。

これらの測定方法 たとえば、強度測定の方法について定められた規格を明示する、あるいは測定方法を細かく定める場合には、「成否認定基準の測定方法」を示してください。

3. 実施内容

※技術目標の達成のために実施する開発内容等を具体的に記載してください。

※導入試験（仮）の実施を希望する場合は、導入試験（仮）の実施内容と開発の実施内容とを分けて記載してください。

(1) 導入試験の実施内容

実施項目 1 「小規模試験の実施」

（関連する目標）

※本実施項目に関連する目標を記載してください。

例) 目標①○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

目標②○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

目標③○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（実施機関・場所・期間）

※本項目を実施する機関、場所、期間を記載してください。

例) 実施機関：当社

実施場所：当社 XXX 研究所

実施期間：20XX 年 XX 月～20XX 年 20XX 年 XX 月

（実施内容）

※実施する開発（または調査等）の内容、方法を具体的に記載してください。

※必要に応じて追加してください。

(2) 開発の実施内容

実施項目 2

（関連する目標）

（実施機関・場所・期間）

（実施内容）

実施項目 3

（関連する目標）

（実施機関・場所・期間）

（実施内容）

※必要に応じて追加してください。

4. スケジュール概要

【開発項目毎の実施スケジュール】

開発項目 (「3. 実施内容」における開発項目を簡潔に記載してください)		目標 (「1. 目標」における定量的な目標を簡潔に記載してください)	開発期間 ○年○ヶ月											
			平成 XX 年度				平成 XX 年度				平成 XX 年度			
導入試験 (仮)	実施項目 1	目標①	→											
			→											
		目標②	→											
	目標③													
開発	実施項目 2	目標①												
		目標②												
		目標③												
	製造販売承認	目標①	⇔											
		目標②					→							
		目標③												

5. 実施体制（予定）

（1）開発に関与する担当者（社内）

氏名	所属機関 部署・役職	本課題における立場 本課題において担当する内容	エフォート (%)
〇〇 〇〇	代表取締役社長	<u>開発管理責任者</u> ・課題全体の統括管理責任を負う	10
〇〇 〇〇	総務部 経理課長	<u>会計経理統括担当責任者</u> <u>知的財産の運用責任者</u> <u>上記主担当</u>	40
〇〇 〇〇	開発部 開発1課 課長	<u>外注、委託業務管理主担当</u> <u>労務管理主担当</u> <u>開発状況の報告と日常管理責任者</u>	40
〇〇 〇〇	開発部 開発1課 主任 (専任技術者)	開発主担当	100

（2）開発に関与する担当者（社外）

氏名	所属機関 部署・役職	本課題における立場 本課題において担当する内容	エフォート (%)
〇〇 〇〇	公立大学法人 XXX 大学 XXX 研究科 教授	<u>代表発明者として</u> <u>技術移転業務</u>	10
〇〇 〇〇	国立大学法人 XXX 大学 XXX 研究科 准教授	<u>発明者として</u> <u>技術移転業務</u>	20
〇〇 〇〇	株式会社 XXXXX 薬物動態研究所	<u>発明者として</u> <u>プロトコール作成支援</u>	10

（3）社外からの開発への協力者（外注、再委託関係）

機関名	内容	開発企業 との関係
株式会社 XXXXX	<u>法定計測機関として</u> <u>単離物の純度測定と保証</u>	外注業者
YYYYY 株式会社	<u>臨床試験担当 CRO として</u> <u>臨床試験の実施とモニタリング、書類</u> <u>作成業務</u>	外注業者
株式会社 ZZZZZ	<u>製造支援</u> <u>粗製原材料の品質管理・保証及び供給</u>	持ち株 子会社
株式会社 WWWW	<u>開発受託企業出資者として</u> <u>財務支援</u>	出資関係
〇〇大学	第Ⅰ相臨床試験実施	再委託

エフォートは、総合科学技術会議におけるエフォートの定義「年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該業務の実施に必要となる時間の配分率 (%)」に従い記入してください。なお、「全仕事時間」とは活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(4) 参加者の略歴※5. 実施体制(1)(2)に記載の方全てについて記載してください

氏名 〇〇 〇〇	所属機関 部署・役職 ～株式会社 ～部～課～	生年月日 19XX 年 00 月 00 日	性別 男・女
		最終学歴 19XX 年〇月 ～大学大学院～研究科 修了	
		専門分野 ・ ・	
本課題に 開発の経歴 関係する			

氏名 〇〇 〇〇	所属機関 部署・役職 ～株式会社 ～部～課～	生年月日 19XX 年 00 月 00 日	性別 男・女
		最終学歴 19XX 年〇月 ～大学大学院～研究科 修了	
		専門分野 ・ ・	
本課題に 開発の経歴 関係する			

(5) シーズの発明者データ シーズの発明者が参加者リストに含まれる場合には本欄は不要です。

氏名 〇〇 〇〇	所属機関 部署・役職 ～株式会社 ～部～課～	生年月日 19XX 年 00 月 00 日	性別 男・女
		最終学歴 19XX 年〇月 ～大学大学院～研究科 修了	
		専門分野 ・ ・	
本課題に 開発の経歴 関係する			

6. 開発費

(1) 開発費の内訳及び合計(千円)

※導入試験（仮）の実施を希望する場合は、導入試験（仮）の実施内容と開発の実施内容とを分けて記載してください。

※導入試験費（JST 負担分）の合計は「開発費（JST 負担分）の10%」、「1億円」のいずれか少ない金額以下としてください。

※導入試験費（JST 負担分）と開発費（JST 負担分）の合計は3億円～50億円となるようにしてください。

【導入試験費】

支出者 費目	JST 負担分	自己負担分	計
①物品費（設備備品費）			
②物品費（消耗品費）			
③人件費・謝金			
④その他（外注費）			
⑤その他（その他経費）			
⑥直接経費（①～⑤）・計			
⑦一般管理費 （⑥直接経費の○%）		—	
⑧再委託費			
合計（⑥+⑦+⑧）			

【開発費】

支出者 費目	JST 負担分	自己負担分	計
①物品費（設備備品費）			
②物品費（消耗品費）			
③人件費・謝金			
④その他（外注費）			
⑤その他（その他経費）			
⑥直接経費（①～⑤）・計			
⑦一般管理費 （⑥直接経費の○%）		—	
⑧再委託費			
合計（⑥+⑦+⑧）			

※ 各年度の開発費額を記載してください。

年度 費目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	・・・	平成○年度	合計
J S T 負担分	直接経費						0,000
	一般管理費						0,000
	再委託費						0,000
自己負担分							0,000
合計							00,000

(2) 開発費の使途

※開発費の主な使途について記述してください。

【物品費（設備備品費）】

【物品費（消耗品費）】

【人件費・謝金】

【その他（外注費）】

【その他（その他経費）】

【再委託費】

(様式 6)

これまでの開発状況

本開発の基となる技術・開発活動等、または本開発に関連する開発活動等について、これまでの状況（過去5年程度）を記述してください。財源が公的資金及び自己資金にかかわらず記載してください。

1. 開発プロジェクト名「」
※開発プロジェクトが複数ある場合は、項目を追加してください

(1) 実施期間

自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

※実施中の場合は終了予定日を記載してください。

(2) 目的（150字程度）

※当該プロジェクト実施の背景・目的について簡潔に記述してください。

(3) 成果概要（300字程度）

※実施中のプロジェクトについては、達成すべき成果と現在の進捗について記載してください

※当該プロジェクトの成果について、定量的データを含め具体的かつ簡潔に記載してください。

(4) プロジェクト参画者（本申請にも参画する方について、氏名・役割・担当業務を記載してください）

参画機関名（企業）	
参画者氏名	当該プロジェクトにおける役割・担当業務
他 名	※本申請に参画しない方については人数のみご記載ください

※参画者が多数の場合は適宜欄を追加してください。参画機関が3つ以上の場合は機関ごとの枠を追加して記載してください。

参画機関名（大学等）	
参画者氏名	当該プロジェクトにおける役割・担当業務
他 名	※本申請に参画しない方については人数のみご記載ください

(5) プロジェクト資金

資金種別	☐ 自己資金 ☐ 外部資金（ ☐ 共同研究費等、 ☐ 公募による公的・民間資金、 ☐ その他） 資金名称【 】
金額（千円）	

※当該プロジェクトについて、該当するものを全てをチェックしてください。外部資金についてはその名称も記載してください。

※金額はプロジェクト期間中の総合計金額を記載してください。

※資金が複数ある場合は、個別の金額を記載してください。

（例）自己資金〇〇〇千円、共同研究費〇〇〇千円

(6) 研究開発目標（当該プロジェクトにおける研究開発項目と、その目標を記載してください）

項番	研究開発項目	目標（値）
(1)		出来るだけ定量的な目標を記載してください
(2)		
(3)		

(7) 研究開発目標の達成状況（(6)の項目立てに対応させて、それぞれの目標の達成状況を記載してください）

※実施中のプロジェクトについては、達成度を計画に対する進捗度とし、進捗状況と目標達成見込みを記載してください。

項番	達成度（％）	達成状況
(1)		達成度の数値の根拠となる事実について、データを用いて記載してください。
(2)		
(3)		

達成状況の要因分析

達成状況について（特に未達成である点について）、その要因を記載してください。

(8) プロジェクト成果の本申請への反映状況

当該プロジェクトの成果や、達成状況の要因分析結果を本申請にどのように反映したか、記載してください。

2. 開発プロジェクト名「 _____ 」

(1) 実施期間

(2) 目的（150 字程度）

(3) 成果概要（300 字程度）

(4) プロジェクト参画者（本申請にも参画する方について、氏名・役割・担当業務を記載してください）

(5) プロジェクト資金

(6) 研究開発目標（当該プロジェクトにおける研究開発項目と、その目標を記載してください）

(7) 研究開発目標の達成状況（6. の項目立てに対応させて、それぞれの目標の達成状況を記載してください）

達成状況の要因分析

(8) プロジェクト成果の本申請への反映状況

(様式 7)

(申 請 企 業 に 関 する 情 報)

1. 申請企業の概要

2013 年 00 月 00 日 現在				
企業名	株式会社 ○○○○		上場	有(年 月)・無
ホームページ	http://			
本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号			
工場	本社工場(○○市)、□□工場(□□市)			
研究所	本社研究所(○○市)			
代表者名	代表取締役 ○○○○			
役員数	00 名	(00 名[技術系役員])	資本金	000,000 百万円[単独]
社員数	00,000 名[単独]	(00,000 名[研究開発要員])		000,000 百万円[連結]
	00,000 名[連結]			
主要株主	○○○○(%)、□□□□(%)、△△△△(%)			
主要取引銀行	○○銀行△△支店、□□銀行▽▽支店			
主要関係会社	株式会社 ○○○○(販売会社)			
JST 等との関係	JST あるいは官公庁、公益法人等から受託研究、補助金等の実績があれば、主なものについて記入してください。			
事業内容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発			
研究開発能力	業種	業種表から選択(主な1つ)	研究開発分野	研究開発分野表から選択(主な1つ)
	記入例) □□研究所、▽▽㈱とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事例を記述してください。)			
研究開発実績	記入例) 平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。)			
経営状況と見通し	記入例) ①当社は○○○のメーカーであり、当該分野では◎◎◎等は他の追随を許さぬ製品となっている。(…等、貴社の得意面を記述してください。以下同様。) ②業績面については、主要需要先である△△△が、▽▽▽の東南アジア向けの市場拡大に支えられ高水準で推移したため、平成☆年☆月期売上高で対前期比○○%増の□□百万円を計上した。また、損益面については新製品の販売を開始、原価低減活動により経常利益で対前年比○○%増の□□百万円を計上した。 ③新製品(○○)の販売拡大等により増収、増益となる見通しである。			

注) 業種、研究開発分野は、公募要領の「企業の業種表および研究開発分野表」より主な1つをご記入ください。

2. 申請企業の財務情報

項目		決算期		平成 n-2 年 00 月期		平成 n-1 年 00 月期		平成 n 年 00 月期		
			指数		指数		指数			
財政状態	資本金	A	百万円	100	a	百万円	a/A×100	a'	百万円	a' /A×100 0
	自己資本	B	百万円	100	b	百万円	b/B×100	b'	百万円	b' /B×100
	総資産	C	百万円	100	c	百万円	c/C×100	c'	百万円	c' /C×100
経営状態	売上高	D	百万円	100	d	百万円	d/D×100	d'	百万円	d' /D×100
	経常利益	E	百万円	100	e	百万円	e/E×100	e'	百万円	e' /E×100
	当期利益	F	百万円	100	f	百万円	f/F×100	f'	百万円	f' /F×100
財務比率分析	自己資本比率	B/C %			b/c %			b' /c' %		
	経常利益率 1	E/D %			e/d %			e' /d' %		
	経常利益率 2	E/C %			e/c %			e' /c' %		
	研究開発費 (研究開発比率)	G 百万円 G/D %			g 百万円 g/d %			g' 百万円 g' /d' %		
	配当率	%			%			%		
特記事項										

注) 経常利益率 1 は対売上高、経常利益率 2 は対総資産、研究開発費率 3 は対売上高で記入ください。

注) 配当率は年間配当金総額の株主資本に対する割合をご記入ください。

(様式 8)

(倫 理 面 へ の 配 慮)

○本様式は、組換え DNA 実験、遺伝子治療臨床研究、特定胚を取り扱う研究、ヒト ES 細胞の研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、疫学研究、臨床研究に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。以下の事項について 1 ページで記入してください。

(1) 申請する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

(2) 動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

該当がない場合も、その旨を記入してください。

(様式 9)

(特 殊 用 語 等 の 説 明)

用語	説明
	○ 本申請書類で使用している業界用語、専門用語及び略語等の特殊用語のうち、開発計画を総合的に把握するうえで必要と思われるものについて、簡単な解説をわかりやすく記入してください。

(様式 10)

(成果実施条件)

【実施料】 実施料の対象製品に対する希望する実施料率を記載してください。

実施料対象製品	
売上高に対する料率	%

実施料の対象製品と料率は、シーズの所有者と開発実施企業の意向を踏まえて決定します。

【優先実施期間】 (希望する優先実施期間を記載してください。)

優先実施期間	年
--------	---

優先実施期間は、目安として5年としますが、シーズの所有者と開発実施企業の意向を踏まえて決定します。

JST に対してシーズ特許（原権利）の独占権を提供する期間（独占期間）は、本項目で記入する「優先実施期間」に開発期間と事務手続き期間（1年）を加算したものとなります。

産学共同実用化開発事業

提出書類チェックシート

	電子申請 (e-Rad)		郵送 (着払い不可)			
	Word or PDF		紙媒体		CDR	
産学共同実用化開発事業 課題申請書	1ファイル	☐	原本1部 コピー5部	☐		
シーズ特許(3点以内)	-		-		CD-R 1枚 【100MB 以内】 データは、 Word or PDF	☐
参考文献(3点以内)						
比較文献(3点以内)						
企業パンフレット						
決算報告書(直近3期)または 有価証券報告書(直近3期)						

- 提出書類について漏れがないかチェックし、提出してください。
なお、提出書類に不足・不備がある場合は要件不備として、審査対象外といたします。
- 本紙(チェックシート)は、印刷版1枚を郵送物に同封してください。ただし、電子版の CD-R への書き込みは不要です。
- 一度提出された内容について、事務局からの問い合わせに対する対応以外、差し替え、追加、変更は一切認めません。
- 封筒には、必ず「産学共同実用化開発事業 課題申請書 在中」と赤字で記載ください。

【送付先】

〒102-0076

東京都千代田区五番町7 K's五番町
独立行政法人科学技術振興機構

産学連携展開部
産学共同実用化開発事業 担当

研究開発データベース・重点研究分野コード表

番号	重点研究分野	研究区分	番号	重点研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム	0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0102	ライフサイエンス	医学・医療	0502	エネルギー	原子力エネルギー
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術	0503	エネルギー	自然エネルギー
0104	ライフサイエンス	脳科学	0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス	0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0106	ライフサイエンス	環境・生態	0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0107	ライフサイエンス	物質生産	0589	エネルギー	共通基礎研究
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究	0599	エネルギー	その他
0199	ライフサイエンス	その他	0601	製造技術	高精度技術
0201	情報通信	高速ネットワーク	0602	製造技術	精密部品加工
0202	情報通信	セキュリティ	0603	製造技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0203	情報通信	サービス・アプリケーション	0604	製造技術	環境負荷最小化
0204	情報通信	家電ネットワーク	0605	製造技術	品質管理・製造現場安全確保
0205	情報通信	高速コンピューティング	0606	製造技術	先進的ものづくり
0206	情報通信	シミュレーション	0607	製造技術	医療・福祉機器
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置	0608	製造技術	アセンブリプロセス
0208	情報通信	入出力 *1	0609	製造技術	システム
0209	情報通信	認識・意味理解	0689	製造技術	共通基礎研究
0210	情報通信	センサ	0699	製造技術	その他
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価	0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0212	情報通信	ソフトウェア	0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0213	情報通信	デバイス	0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0289	情報通信	共通基礎研究	0704	社会基盤	事故対策技術
0299	情報通信	その他	0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0301	環境	地球環境	0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0302	環境	地域環境	0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0303	環境	環境リスク	0722	社会基盤	広域地域研究
0304	環境	循環型社会システム	0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0305	環境	生物多様性	0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0389	環境	共通基礎研究	0725	社会基盤	バリアフリー
0399	環境	その他	0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)	0789	社会基盤	共通基礎研究
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)	0799	社会基盤	その他
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス	0801	フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
0404	ナノテク・材料	ナノ医療	0802	フロンティア	宇宙開発利用
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー	0821	フロンティア	海洋科学
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用	0822	フロンティア	海洋開発
0407	ナノテク・材料	表面・界面	0889	フロンティア	共通基礎研究
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準	0899	フロンティア	その他
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス	0900	人文・社会	
0410	ナノテク・材料	基礎物性	1000	自然科学一般	
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション			
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料			
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究			
0499	ナノテク・材料	その他			

研究開発データベース・重点研究分野コード表

キーワード表

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
001	遺伝子	044	暗号・認証等	087	環境分析
002	ゲノム	045	セキュア・ネットワーク	088	公害防止・対策
003	蛋白質	046	高信頼性ネットワーク	089	生態系修復・整備
004	糖	047	著作権・コンテンツ保護	090	環境調和型農林水産
005	脂質	048	ハイパフォーマンス・コンピューティング	091	環境調和型都市基盤整備・建築
006	核酸	049	ディペンダブル・コンピューティング	092	自然共生
007	細胞・組織	050	アルゴリズム	093	政策研究
008	生体分子	051	モデル化	094	磁気記録
009	生体機能利用	052	可視化	095	半導体超微細化
010	発生・分化	053	解析・評価	096	超高速情報処理
011	脳・神経	054	記憶方式	097	原子分子処理
012	動物	055	データストレージ	098	走査プローブ顕微鏡 (STM、AFM、STS、SNOM、他)
013	植物	056	大規模ファイルシステム	099	量子ドット
014	微生物	057	マルチモーダルインターフェース	100	量子細線
015	ウイルス	058	画像・文章・音声等認識	101	量子井戸
016	行動学	059	多言語処理	102	超格子
017	進化	060	自動タブ付け	103	分子機械
018	情報工学	061	バーチャルリアリティ	104	ナノマシン
019	プロテオーム	062	エージェント	105	トンネル現象
020	トランスレーショナルリサーチ	063	スマートセンサ情報システム	106	量子コンピュータ
021	移植・再生医療	064	ソフトウェア開発効率化・安定化	107	DNAコンピュータ
022	医療・福祉	065	ディレクトリ・情報検索	108	スピニエレクトロニクス
023	再生医学	066	コンテンツ・アーカイブ	109	強相関エレクトロニクス
024	食品	067	システムオンチップ	110	ナノチューブ・フラーレン
025	農林水産物	068	デバイス設計・製造プロセス	111	量子閉じ込め
026	組換え食品	069	高密度実装	112	自己組織化
027	バイオテクノロジー	070	先端機能デバイス	113	分子認識
028	痴呆	071	低消費電力・高エネルギー密度	114	少数電子素子
029	癌	072	ディスプレイ	115	高性能レーザー
030	糖尿病	073	リモートセンシング	116	超伝導材料・素子
031	循環器・高血圧	074	モニタリング (リモートセンシング以外)	117	高効率太陽光発電材料・素子
032	アレルギー・ぜんそく	075	大気現象	118	量子ビーム
033	感染症	076	気候変動	119	光スイッチ
034	脳神経疾患	077	水圏現象	120	フォトニック結晶
035	老化	078	土壌圏現象	121	微小共振器
036	薬剤反応性	079	生物圏現象	122	テラヘルツ／赤外材料・素子
037	バイオ関連機器	080	環境質定量化・予測	123	ナノコンタクト
038	フォトニックネットワーク	081	環境変動	124	超分子化学
039	先端的通信	082	有害化学物質	125	MBE、エピタキシャル
040	有線アクセス	083	廃棄物処理	126	1分子計測 (SMD)
041	インターネット高度化	084	廃棄物再資源化	127	光ピンセット
042	移動体通信	085	大気汚染防止・浄化	128	(分子)モーター
043	衛星利用ネットワーク	086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化	129	酵素反応

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
130	共焦点顕微鏡	174	火山	218	交通事故
131	電子顕微鏡	175	津波	219	物流
132	超薄膜	176	土砂災害	220	次世代交通システム
133	エネルギー全般	177	集中豪雨	221	高度道路交通システム(ITS)
134	再生可能エネルギー	178	高潮	222	走行支援道路システム(AHS)
135	原子力エネルギー	179	洪水	223	交通需要マネージメント
136	太陽電池	180	火災	224	バリアフリー
137	太陽光発電	181	自然災害	225	ユニバーサルデザイン
138	風力	182	自然現象観測・予測	226	輸送機器
139	地熱	183	耐震	227	電子航法
140	廃熱利用	184	制震	228	管制
141	コージェネレーション	185	免震	229	ロケット
142	メタンハイドレート	186	防災	230	人工衛星
143	バイオマス	187	防災ロボット	231	再使用型輸送系
144	天然ガス	188	減災	232	宇宙インフラ
145	省エネルギー	189	復旧・復興	233	宇宙環境利用
146	新エネルギー	190	救命	234	衛星通信・放送
147	エネルギー効率化	191	消防	235	衛星測位
148	二酸化炭素排出削減	192	海上安全	236	国際宇宙ステーション(ISS)
149	地球温暖化ガス排出削減	193	非常時通信	237	地球観測
150	燃料電池	194	危機管理	238	惑星探査
151	水素	195	リアルタイムマネージメント	239	天文
152	電気自動車	196	国土開発	240	宇宙科学
153	LNG車	197	国土整備	241	上空利用
154	ハイブリッド車	198	国土保全	242	海洋科学
155	超精密計測	199	広域地域	243	海洋開発
156	光源技術	200	生活空間	244	海洋微生物
157	精密研磨	201	都市整備	245	海洋探査
158	プラズマ加工	202	過密都市	246	海洋利用
159	マイクロマシン	203	水資源	247	海洋保全
160	精密部品加工	204	水循環	248	海洋資源
161	高速プロトタイピング	205	流域圏	249	深海環境
162	超精密金型転写	206	水管理	250	海洋生態
163	射出成型	207	淡水製造	251	大陸棚
164	高速組立成型	208	湯水	252	極地
165	高速伝送回路設計	209	延命化	253	哲学
166	微細接続	210	長寿命化	254	心理学
167	—	211	コスト縮減	255	社会学
168	ヒューマンセンタード生産	212	環境対応	256	教育学
169	複数企業共同生産システム	213	建設機械	257	文化人類学
170	品質管理システム	214	建設マネージメント	258	史学
171	低エントロピー化指向製造システム	215	国際協力	259	文学
172	地球変動予測	216	国際貢献	260	法学
173	地震	217	地理情報システム(GIS)	261	経済学

企業の業種表および研究開発分野表

業種

食料品
繊維製品
パルプ・紙
化学
医薬品
石油・石炭製品
ゴム製品
ガラス・土石製品
鉄鋼
非鉄製品
金属製品
機械
電気機器
輸送用機器
精密機器
その他製品
水産・農林・鉱業
建設業
エネルギー供給業
陸海空運業
情報・通信業
卸売業・小売業
金融業
不動産業
サービス業
個人
その他

研究開発分野

電子部品・デバイス・電子回路分野	計測・分析分野(ソフトを含む)
コンピュータ分野	センサ分野
ネットワーク分野	光デバイス分野
ユーザビリティ分野	プラズマ・放電分野
ソフトウェア分野	振動・音響分野
その他電子・情報通信	その他応用物理
エネルギー分野(エネルギー効率の向上、燃料多様化、新エネルギー、化石燃料等)	飲食物品・たばこ分野
超電導技術分野	繊維・衣服・その他の繊維製品分野
CO2 固定化・有効利用分野	家具・装備品分野
脱フロン対策分野	パルプ、紙、紙加工品分野
3R・廃棄物処理分野	印刷・同関連分野
化学物質総合評価管理分野	化学工業分野(石油製品、石炭製品、プラスチック製品を含む)
ナノテクノロジー・高機能部材分野(グリーンサステイナブルケミストリーを含む)	ゴム製品分野
ロボット分野	なめし皮・同製品・毛皮分野
設計・製造・加工分野	窯業・土石製品分野
航空機分野	金属材料・金属加工・金属製品分野
宇宙分野	香料・化粧品分野
人間生活技術分野	汎用機械器具分野
サービス工学分野	生産用機械器具分野
コンテンツ分野	電気機械器具分野
建築・土木構造・設計分野	運送用機械器具
建築・土木材料分野	その他製造業
建設施工分野	農業、林業、漁業、水産養殖業
都市・交通	鉱業、採石業、砂利採取業
その他建設・土木	その他
創薬・診断薬分野	
診断機器・治療機器・医用材料分野	
再生医療分野	
医療福祉・介護分野	
健康分野	

(参考) J S Tの研究開発の成果(研究開発ツール)について(ご案内)

- J S Tでは基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指したJ S T先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するに当たり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html> をご覧下さい。

(先端計測のホームページ <http://www.jst.go.jp/sentan/> から)

研究成果展開事業
【先端計測分析技術・機器開発プログラム】

開発の成果
▶ プレゼンテーション
▶ 実用化された成果一覧

開発成果の活用・普及促進
▶ 実施している研究開発プロジェクト一覧

採択結果(プレスリリース)
▶ 平成24年度(採択結果)の活用・普及促進
▶ 平成24年度(採択結果)の活用・普及促進
▶ 平成24年度(採択結果)の活用・普及促進

要素技術タイプ
機器開発タイプ
ソフトウェア開発タイプ
プロトタイプ実証・実用化タイプ
開発成果の活用・普及促進

本プログラムは、最先端の研究やものづくり現場でのニーズに応えるため、将来の創造的・独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの研究開発を推進します。

2011年3月11日に発生した東日本大震災で被災された皆様へ、心から哀悼の意を申し上げます。

夏から冬にかけてのJSTの取組について

平成25年度 公募関連情報
2013年03月01日 更新
平成25年度新規採択課題の公募は、平成25年3月29日(金)開始の予定です。
詳細が決まりましたら、当ホームページ等でご案内します。

ここをクリック

研究成果展開事業
【先端計測分析技術・機器開発プログラム】 開発成果

製品化した成果
最先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、既にいくつかの課題から実用的に利用できる成果を輩出しています。実用化した成果は、最先端の研究開発に活用することができ、一部は製品として購入することができます。それぞれの製品の購入については「製品化した成果」を御覧ください。

また、これまで開発した成果のうち、まだ実用化に至っていませんが、将来有望な成果を「成果集」として公開しています。最新の成果については、こちらを御覧ください。

製品化した成果 成果集2012

Copyright ©2013 Japan Science and Technology Agency All rights reserved.

ここをクリック

お問い合わせ先

○独立行政法人科学技術振興機構
産学共同実用化開発事業募集担当窓口

メールアドレス jitsuyoka@jst.go.jp

TEL 03-5214-8994

FAX 03-5214-8999

産学共同実用化開発事業 公募説明会

公募説明会を以下の予定で開催しますので、ご参加をお待ちしております。
詳細・申込みは、ホームページ <http://www.jst.go.jp/jitsuyoka/> をご覧ください。

【東京会場】

日時：平成25年3月25日（月）13：30～15：30（13：00受付開始）
会場：科学技術振興機構 東京本部別館 1階ホール
（東京都千代田区五番町7 K's 五番町）

【福岡会場】

日時：平成25年4月8日（月）13：00～15：00（12：30受付開始）
会場：福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター セミナールーム A, B
（福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目17-1 福岡県福岡東総合庁舎）

【大阪会場】

日時：平成25年4月11日（木）14：00～16：00（13：30受付開始）
会場：大阪科学技術センター 401号室
（大阪府大阪市西区靱本町1丁目8番4号）

【名古屋会場】

日時：平成25年4月12日（金）14：00～16：00（13：30受付開始）
会場：ウィンクあいち 1203号室
（愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

公募受付締切

（第1回）平成25年5月10日（金）正午
（第2回）平成25年9月30日（月）正午
（第3回）平成25年12月20日（金）正午

ホームページ

機構ホームページ <http://www.jst.go.jp/>
課題申請書ダウンロード <http://www.jst.go.jp/jitsuyoka/>

問い合わせ先

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

独立行政法人 科学技術振興機構

産学共同実用化開発事業

募集担当窓口

TEL 03-5214-8994 FAX 03-5214-8999

E-mail jitsuyoka@jst.go.jp

